

第十一節 新農山漁村建設総合対策事業

この事業はいわゆる「新しい村づくり」というキャッチフレーズのもとで昭和初期から各種の推進施策を打ち出し実現をめざしたものであり、また農村自体もこれにそって各種の運動を展開してきたものである。

昭和七年には農山漁村経済更生運動として、昭和恐慌下で危機に瀕した農家経済の回復を計り、農家経済のみならず国家的にも公私経済更生計画の樹立をし各町村もこれに追従して町村これ等の設定をし、政府は昭和十一年に経済更生特別助成措置を付加した。

農山漁村経済更生運動は、国策に沿った総合的な村づくりとして全町村的動員体制の組織化、強力な教化運動としての側面をもった時期もあった。

これはさらに、市町村と産業組合との二元的な農村統制、支配をなし、農業実行組合がこの末端を支える姿となり、国家総動員法の制定を経て太平洋戦争に突入、昭和十八年には「皇国農村確立方策」の実施を契機に新しい体制に入った。

この方策は自作農創設事業、修練農場組織の整備、標準農村設定の三つの施策からなっており、特にこの中で標準農村の建設計画は、部落構成に際して適正経営農家が中核になるように目標戸数を設けること（今日の農業改善事業に通ずる発想）自作農創設をはかること、農地の交換分合や土地水利の改良、労力の調整、共同施設など

を中心にして総合計画を立てることとし、兵力動員による労働力不足への対応策を含む農村計画として推進されたものである。

戦後の村づくりや農村計画は、昭和二十四年から行われた。その建設要綱に明らかなように「…安定農村建設のための基本的計画として、土地の高度利用計画の上に各種施策を総合的に実施せしめ、もって健全にして発展性をもつ一個の生活圏としての要素を具備した農村を建設し、農業生産力の増強と農家経済の安定に資する」という方針に基づき基本計画を一〇カ年とし、安定した生活圏建設のために必要な林業・畜産・水産・工業・交通・文化などの諸計画を立て安定農家の造成を目標とした。

しかし、これは主として対象が開拓地・土地改良区におかれ、調査費の助成も一町村当たり一〇万円、一五万円内外にすぎず、調査計画の域を出ず、その実施方法は後に農業構造改善事業に、少なからず継承されるに至ったのである。

その後、昭和二十六年に積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法にもとづく農村振興計画の推進、昭和三十一年新農山漁村建設総合対策が閣議決定により実施されることになった。

この対策の具体化されるに至った背景には、農林大臣通達に示されている次の三点がある。

- ① 昭和二十六、七ごろを境として世界的な農林水産業の目覚ましい復興発展に伴ない、農林水産物の価格低下と生産過剰傾向が顕著なこと。
- ② 戦後の農地改革により多数の自作農が創出されたが、経営規模が零細で、資本装備も乏しく経営基盤は、依然として不安定であること。
- ③ 工鉱業の急速な発展に伴い農林漁業と他産業間との所謂格差が増大しそ

の立遅れが目立ってきたこと。

また昭和二十八年以来、急速に推進された町村合併に伴う農村社会の地域変貌に対処して、これまでの特殊農業地域立法による振興施策にかわって、地域条件と状況に見合った農村自立計画の策定を目指すものであった。

この事業の実施体制として北海道庁では、本企画推進に当たる専任担当係として農村振興係の新設、国の要綱にもとづき北海道農山漁村振興対策審議会及び北海道農山漁村振興顧問団を設置、併せて庁内に対策連絡協議会を設け、対策推進の総合的な連絡調整にあたった。

また、農林大臣通達の要綱によると、計画の樹立及び実施推進に当たするため、当該市町村に農山漁村振興協議会を設置し、その構成は、市町村長、市町村議会議長、農業委員会会長、農業協同組合、土地改良区、森林組合、又は漁業組合の長、農事実行組合等の部落団体を代表するもの、当該地域内の青少年クラブ等、青年婦人組織を代表する者、その他学識経験者などとなっており、その実施は国の要綱とは別に「新農山漁村建設総合対策推進要領」を策定し関係機関に通達されたのである。

（戦後北海道農政史）

・本市の農林漁業地域指定年度別と事業の推進は次のとおりで、滝川市は昭和三十四年度指定、昭和三十四～三十六年にわたり助成、江部乙町は昭和三十三年指定、昭和三十三年～三十五年にわたり助成された。

1 地域振興協議会の設置

昭和三十三年度に滝川市は、予備地域として指定され、準備委員会を設けて事業計画を作成、道の審査を経て三十四年四月一日をもって新農村振興計画地域として指定を受け、地域振興会を対策推進母体として積極的な、市、農協・土地改良区・農業委員会・共済組合・農事組合・青年団・婦人会・水稻研究会・果樹振興会・玉葱振興会、四日クラブの協力を得て推進を図った。

なお、江部乙町は、昭和三十二年度において予備指定を受け、新村建設事業については、関係機関団体と協力、江部乙地域農山漁村振興協議会を設置して基本計画（昭和三三～三七年度）及び特別助成事業計画（昭和三三～三五年度）を樹立し三十三年度本指定を受けた。

2 事業

昭和三十四年度

部門区分	事業費	比率	摘 要
農地の拡張 土地条件の 整備	六、八九〇千円	三・〇%	開田・沼地埋立 客土・暗渠排水・心土耕・酸性矯正、 溜池
耕種改善	一一九、一〇七	五二・一	優良種苗施設・病虫害防除施設
園芸振興	三二、四四四	一四・二	果樹園芸振興、病虫害防除施設、共同 貯蔵庫、ビニールハウス
畜産振興	一八、四二〇	八・〇	家畜の導入、施設の拡充
その他	二五、二〇〇	一一・〇	青年研修所、農業倉庫、農業センター
合計	二六、八二五	一一・七	
	一一八、八八六	一〇〇・〇	

昭和三十五年 青年研修所設立

本事業は、新農村建設指定地域の第二次として、新しい時代における農民、特に青少年並びに婦人層の研修施設として設けたもので、総事業費四六〇万円、補助金一七六万円、市費二八四万円、付帯施設一式の他、滝川市農業協同組合の協力により朝日町六三〇一に青年研修所敷地として一、〇九六坪を借用するとともに備品約三十万円について協力頂いた。

施設内容Ⅱ施工(昭三五・七・二三〜一〇・三一)構造、木造モルタル塗垂鉛ぶき、二階建、一階六〇坪、二階六一坪、付帯施設、木造柱ぶき平屋建て物置一・五坪

内部施設内容Ⅱ玄関四・五坪、ホール廊下八・五坪、農事相談室九坪、土壌検査室六坪、調理実習室九坪、図書室九坪、管理人室四坪、洗面所二・一三坪、便所四・五四坪、階段三・三三坪、ホール四坪、講堂三〇・二五坪、和室研修室一八・二五坪、展示室四・五坪、物入〇・六七坪、階段三・三三坪、

昭和三十六年度

四月一日研修所運営委員会委員、委嘱発令(以上滝川)

共同貯蔵所の建設 一棟七〇坪(煉瓦建て五〇坪、木造建て二〇坪)

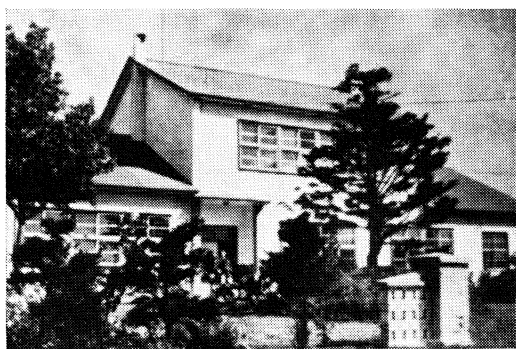
昭和三十三年度

農業経営の安定と農民の生活水準の向上をはかるため、五月二日道告示第七六四号をもって農林漁業地域の指定を受け、本年度より三カ年継続特別助成地域として次の計画をたて、第一年度事業共同貯蔵所は、農業協同組合が事業主体で八月五日着手、十月二十三

日完了した。特別助成補助金一一一万円、事業量 一棟 六〇坪、衡器一台、事業費二八七万九、九六六円

農山漁村振興特別助成事業計画(昭三二〜三五年)

年次	事業名	事業主体	事業量	事業費	国庫補助金	自己負担	補助率
第一年次	共同貯蔵所	農協	一棟六〇坪 衡器一台	二八七万九千九百六十六円	一一一,二〇〇円	一,七六六円	三六・一%
第二年次	暗渠溝堀域 林業共同苗畑 施設 農業センター	農協 森林組合	一台 二町 一棟九六坪 機械器具一式	三,四三三,〇〇〇円	一,四三三,〇〇〇円	二,〇〇〇円	三六・一%
第三年次	暗渠溝堀域 林道	農協	一台 八〇〇m	一,六〇〇,〇〇〇円	三,七〇〇,〇〇〇円	六,四〇〇,〇〇〇円	三六・一%
合計				五,三三三,〇〇〇円	一五,八〇〇,〇〇〇円	一四,〇三三,〇〇〇円	三六・一%



町立農業センター

昭和三十五年

丸加山林道 事業主体 町森林組合、事業量二、七六〇メートル
事業費二六〇万四、〇〇〇円、補助金七五万六、〇〇〇円、融資一四七万円、自己負担三七万八、〇〇〇円 (以上江部乙)

農業センター 新農村建設第二
年次特別助成事業として、昭和三十三年江部乙町一八四七番地(十三丁目)、八反三畝二〇歩を買収、

町有地五畝を加えた敷地に、木造モルタル壁、二階建て一二〇坪の農業センターを建設、家畜検査場を併設した。財源とし道補助一、四一三万円、町負担二九〇万円で、センターの構造は一階八四坪、事務室・展示室・土性検査室・家畜実験室・家畜検査室・農業共済組合事務室・管理人室等、二階三六坪、研修室として農家の自由な研修施設とした。

3 特別助成事業

昭和三十四年度

区分	事業費	補助又は融 資額	完了年月日	事業主体	摘要
スピードスプレヤー	一、三六、四〇〇円	五、〇〇〇円	三・七・三	滝川市農協	一セット
暗渠溝掘機	九五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二・六	〃	一 台
農業倉庫	六、二〇〇、〇〇〇	五、〇四〇、〇〇〇	九・三	〃	一 一 二〇坪棟

第十二節 農地制度（戦前の制度）

1 封建時代の農民

戦後行われた我が国農地改革の基礎となったGHQの覚書に、「数世紀にわたる封建的圧制の下、日本農民を奴隷化してきた云々。」の言葉があるが、徳川時代までの農民は、人権も自由も制約されて領主に対する年貢米上納のため、ただ働かされていたといっ

て過言でない状態にあった。

例えば衣服は綿布又は麻布とし、色は紺色、浅葱、めくらじまに限られて紫色その他派手な柄の染物は禁じられ、髪は初め男女とも藁で結んでいたが後に麻糸が許された。白足袋は武士階級に限られ百姓では特に功労のあるものに対し、上司が例外として着用を許したが、許された百姓は白足袋組と称してはばのきいたものであった。

外出用の雨具としては竹の皮笠とみのだけに限られて、雨合羽の着用も許されなかった。

家屋は草葺き屋根として玄関・書院・長押など設けることは全く許されなかった。旅行に際しては厳しい制限があつてみだりに他領へ行くことはできず、やむを得ない理由があつて出る場合には、代官とか庄屋とかに願ひ出て往来手形をもらつて行かなければ、関所や番所は通行できなかった。

また農作物は勝手なもの作れず、主として食糧作物を栽培させられ、工業作物は止められていた。土地の永代売買も禁じられていた。

これらのことは当時の階級意識によつたものであつたが、それより大きな目的は、農民を農地に釘付けして農作業に精励させ、質素な生活をさせて、年貢米上納の成績を良くしようとした手段にほかならなかつた。そして上納米を完納した後でなければ米の売買は許されず、小作人は上納米完納後さらに地主に対して小作米を納めなければならなかつた。

2 明治の農政

明治維新になって外国との関係も生じ、我が国にかつてない大変革がなされたが、農政上にも作物種類の制限が解かれて勝手となり土地永代売買の禁も解かれ、生活上の諸禁制も解除されて自由となった。

政府は封建時代の上納米にかえて、土地所有者から地租を全納させて主なる財源としたが、土地を所有していない小作人は地主に対し従来どおり小作料を物納していた。

明治の資本主義は二十二年の憲法発布ごろから帝国主義に結びついて、大いに国力を発展させ、日清、日露の戦争にも勝ち抜いたが、この資本主義によって大きな利益を受けたものは、都市の資本家と農村の地主だけで、一般中小農民や労働者は、依然として貧困であった。

また参政権も一定額の地租を納めるものだけに与えて、その額に達しない中小自作農や小作人は政権に近づくことができなかった。そんな関係もあって農政諸施策も地主中心となっていた。

元来我が国の農業は、零細農業で機械力や畜力を用いず、家族ぐるみの手労働によって集約経営がなされ、収入不足は副業によって補なってきたが、明治初年三、四八〇万の人口が明治二十年には、三、八七〇万となり、三十年には四、二〇〇万、大正三年には、五千二百余万と増加したが、耕地の増加はこれに伴わず、零細農業改

革の余地はなく、それを救う一つ的手段として行われたのが、品川弥次郎の主唱によって明治三十三年制定公布になった産業組合法である。これによって農民の力を結集して、信用・購買・販売・利用の途を開いたことは大きな貢献であった。

3 小作調停法の制定（大正十三年七月二十二日）

地主对小作の問題は早くからあったが、大正七年第一次世界大戦終了後の経済界の不況に伴って、都市においては労働争議、農村においては小作争議が大きな問題となった。

これを北海道の場合についてみると、開拓使以来、新開地の開拓を内地資本家に期待するところが大きかったため、最初から小作地が発生したが、資本の力によってその後年々自作地に対する小作地の割合は次の表に示すとおり増加していった。

自作地 小作地	年次				
	明一九年	明二九年	明三九年	大一〇年	昭元年
自作地	八一・四%	六九・八%	五二・六%	五七・六%	四八・六%
小作地	一八・六%	三〇・二%	四七・四%	四二・四%	五一・四%

明治末期以来の社会主義思想の影響もあって、近代小作争議は大正六年より内地府県に発生したが、本道での発生はそれより遅れて大正九年からである。

自大正九年
至十三年 五力年間の本道小作争議

事項	年次					合 計
	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	
争議件数	八	七	一五	八	六	四四

参加人員	自主 小作	四、四二二	五〇九七	三三三二	五二二三	九六七	一〇〇六	七、五二一	三五九人
------	----------	-------	------	------	------	-----	------	-------	------

農商務省では、大正九年から自作農創設、小作制度の改善、小作紛争の仲裁制度などに関して調査を進め、まず「小作調停法案」を第四六帝国議会に提出したが審議未了に終わり、大正十三年の第四九帝国議会で協賛を経て、大正十三年七月二十二日法律第十八号をもって公布した。

この法の目的は、小作争議を公平な立場にある調停委員会によって協調和解させ、円満敏速に解決させようというものであるが、強制権はないので地主小作の双方が調停案を受け入れない場合は、民法によって解決するよりほかはなかった。

・農民運動の歴史（小作争議）

小作と地主との争いは、足利、徳川時代、明治維新と続き激しい争いが繰返されており、百姓一揆、土一揆として闘われていたのであった。

明治維新後も小作争議は起こったが、地主の「温情」と小作人の「互譲の精神」は紛糾するまでに至らず円満に解決したのである。

だが、大正六年に岐阜、愛媛、愛知の諸県に公然と地主に対し反抗、小作料減免要求の紛糾がおこるにいたって、それは各地に拡大していった。

争議は水田を中心とする土地が多く、一般に秋の米収穫期に小作料の納入問題から端を発するものであり、十一月、十二月が最も多く夏期には減少するのが常であったが、年々争議の日数が長くなり解決が長びいていった。さらに要求においても積極的となり、争議

の動機も自然的条件より、経済的社会的条件に起因するものが多く、永久的な要求にかわり全国的な闘争となり、政治的性質をおびてきた。

特に昭和初期の農業恐慌は、一層この傾向を強くし、個人的要求から、組織的な団体要求とかわり、加えて無産階級運動の指導者の指導などもあり、農民組合の誕生をみるに至ったのである。

小作争議の大きなものは、大正九年から始まった雨竜町の蜂須賀農場の争議があり、一〇年にわたって続いたのであった。

特に昭和六年の争議にいたっては負傷者を出す結果となり、立会の警官も負傷するに及んで二二名の収監者を出して争議は終わり、雨竜農民組合も解散することになり、争議は終わったのである。

自作農創設維持

大正十五年農林省令第一〇号をもって「自作農創設維持補助規則」が制定された。その目的とするところは、土地所有権集中の弊害を止め、耕作者に自己の所有地を持たせて生産意欲と生産力の増強を図り、農業者としての安定性を与え、社会問題の激化を防ぐためであって、その方法は政府がまず低利資金を融通し、その償還は長期の年賦とし、年償還金は小作料の額を超えない程度とした。この規則は我が国自作農創定史上、まさに一時期を画するものであってこれによって年々自作農が創設維持された。昭和十二年十月廃止された農林省令第四六号「自作農創設維持補助助成規則」がこれにかわり施行された。

自作農創設については、世論は必ずしも賛成ばかりではなく、自

作より堅実な小作農の方がかえって有利だと説く者もあった。

小作制度をそのまま存続し、これに法制上の保護を加えて実質上小作農に自作農と同様有利な恩典を受けさせようというので、「小作法」又は「小作組合法」制定の意見が有力となってきた。

そこで政府は昭和六年「小作法案」を帝国議会に提出したが、衆議院しか通過せず、こえて昭和十二年「農地法案」と改装して提出したがこれもまた成立しなかった。そして最後に「農地調整法」としてようやく議会を通過し、昭和十三年四月二日法律第六十七号をもって公布した。

以上の経過でみるように、我が国の農地政策には三つの眼目があることがわかる。第一は農地関係をできるだけ調停によって平和に処理したいという思想(小作調停法)、第二には自作農の創設維持政策によって小作人の数をしだいに少なくして、耕作者を自作農にすることによって小作問題を根本から解決しようとする思想(自作農創設維持の両規則)、第三は小作権を確立し、小作人の地位の安定向上をはかろうとする思想である。ところが第三は小作法案として議会に提出したが貴族院で握りつぶされ、その後の法案についても極めて影が薄くなっている。

また北海道においては、昭和二年から本道独自の制度として、民有未開墾地開発資金貸付事業を行ってきた。これは個人所有の大量の未開墾地を所有者の希望を受けて道庁が買取し、これを適当に分割して中小自作農家を創設するものであった。

さらに昭和十三年に制定された農地調整法を土台として、その上

に小作料統制令(昭和十四年)、臨時農地価格統制令、臨時農地管理令(昭和十六年)等の国家総動員法に基づく諸勅令が公布された。

これらの勅令は農地調整法の欠陥を補い、自作農創設維持並びに小作関係の調整を一層可能にさせるには極めて有効な措置であった。

・小作料統制令(昭和十四年十二月六日勅令第八二三号)

日華事変の影響による物価騰貴その他の関係から生じ易い小作料問題を解決する目的のもとに公布された勅令で、国家総動員法によって発せられたものである。

その内容は多岐にわたっているが、大別すれば施行地域の指定、適用される小作料の範囲について規定、経過規定、施行期間及び罰則などである。

・臨時農地等管理令(昭和十六年二月一日勅令第二一四号)

日華事変の進展に伴い、軍需産業は膨脹し、工場敷地拡張のため農地が減少し、他方農業労働力、生産資材の不足によって経営は粗放となり、耕地放棄の現象が現れてきたので政府は国家総動員法に基づいて、この勅令を公布するに至ったものである。

本令の内容は第一に農地壊廃の制限であって、農地の所有者、賃借人、永小作人その他権限に基づいて農地を耕作する者が、その農地を耕作以外の目的に供するためにその所有権、賃借権を取得しようとする場合にはともに地方長官の許可を得なければならないことにした。これによって戦時食糧の確保をはかろうとしたが、実際には戦争完遂のため必要な工場設置のために農地を工場敷地に転換し



滝川町農地委員会

ようとする場合、地方長官は許可しないわけにはいかなかった。

第二には耕作の強制であって、地方長官は必要あると認めた場合には、道府県農地委員会、また市町村農地委員会をして農地の権利者に対してその農地の耕作について勧告させることができるし、もし権利者が耕作することが困難な場合には農地の権利者に対してその耕作を地方長官の適当と認める

者をして耕作させるために、賃貸その他必要な措置を命ずることができることにした。

第三は作付の統制であって、その一つは不急不用作物の制限禁止であり、他の一つは主要作物の作付命令である。

・滝川市における開放実績
旧自作農創設維持法による開放の成果

滝川		江部 乙	
昭和二年〜昭和二〇年	人員 一六一人	昭和九年〜昭和二〇年	二五七人
田 四〇九・三町	畑 二九・九町	六八八・九町	一一六・三町
貸付金 三四二、五〇〇円		六二五、〇〇〇円	

農場

第一章 農業

農場名	農場主名	管理人	面積			戸数	小作戸数	新法による開放戸数
			田	畑	計			
小林農場	小林国治 小林四郎	小林儀三郎	一五・〇町	五・五町	二〇・五町	五	一	一五・五町

農地委員会

昭和十三年四月農地調整法の制定により、土地所有者及び耕作者の地位の安定、農業生産力の維持増進を図るため、また小作問題の解決、自作農創設等農業関係の調整を目的として発足したが、委員はすべて官選であり、地主的であった。

第十三節 農地改革（戦後の制度）

戦後の日本の農地改革は、日本の農地行政史上特筆すべき重大な事項で、従来の農業経営を根底から変革した大規模なものであった。

農地改革は、昭和二十年十一月、閣議で決まった「農地改革要綱」に基づいて作製され、同年十二月二十八日法律第六十四号として公布された「農地調整法中一部改正法律案」いわゆる第一次農地改革法によって口火が切られた。

・農地改革三周年―マ元帥より吉田首相への書簡―昭24・10・21

今日はおそらく歴史はじまって以来の大きな成果を収めた農地改革の三周年に当たっている。三年前の今日、国会は農地改革の基礎となった歴史的立法を成立させた。今やこの計画の主要部分はずでに結末に近づきつつあるので、この機会に農家の人々がこの計画に献身することによって達成されたすばらしい成果に対して心からの敬意を表したい。はじめ世界は諸君のこの農地改革の事業を疑いの目をもって見守ってきた。この事業があまりにも巨大であり、諸君が

これに誠意をもって当たるはずではないし、また封建的勢力がこれを単なる名目的改革に終わらせるだろうと信じていたからである。

諸君の示したこれまでの進歩は、当初の高い目標から全然それていないことを示しており、今日諸君は世界の称讃を勝ち取った。諸君が抑圧された人々に対して示した措置は一つの典型として、既に広く一般の認めるところとなっている。日本が再び国際社会の仲間入りしようとするとき、この農地改革の成果は日本が民主国家として成年期に達しつつあることを端的に示す最も重要な証左である。

今こそ農地改革についてこれまで成し遂げられたこと、また今後なすべきことを正しく評価して、日本国民が次の世代の日本農民にその約束を果たすために賦課された義務の内容を正確に測定し、その意義を明確にする時である。農地改革の成果は日本の農村社会組織の永続的な一部とならなければならぬ。農地改革以前における小作制度に、いつの間にか逆戻りするような可能性は絶対に阻止されなければならぬ。一家を支えるに足る農地の基礎とした自作農の広範囲な設定と、耕作者の権利の保護はどこまでも保証されなければならぬ。農地改革に関する諸法規は何者にも曲げられぬ強い力を持たなければならぬ。そのためには十分な行政的支持が与えられなければならない。

また各地方における法律の民主的適用は適当な委員会制度を継続することに よって保証されなければならぬ。これらの諸要素はいずれも重要ではあるが、もし今日までの成果を失うまいとするならば日本の農民が、彼ら自身の権利を守るために、絶えずしかも継続的に警戒を怠らないことが何よりも大切である。これは公民としての基本的な特権であり義務である。またこれは彼らに信託された権利であり、責任であるとともに、今や正義と叡智をもって大胆に行 使し、時代から時代へと伝承すべき権利であり責任である。

日本の将来は日本国民の手中にある。農地改革計画の将来は、日本国民が公民としての要請に果たしてどこまで応えることができるかを試験する決定的な要素となるであろう。

ダグラス・マッカーサー

1 第一次農地改革

終戦直後農地に関し要請された点は、第一に農業の民主化という立場から地主と小作農の関係中、最も時代遅れな物納小作料を改めねばならない。また農地委員会の官僚的構成を民主化しなければならぬ。

第二に食糧増産の急務から、未開地の開発を国家公共団体の手に よって強行しなければならぬ。

第三に戦争中の前記諸法令はその根拠たる国家総動員法の廃止が 必要のため新たな形でなおこれを維持しなければならない。

第四に農村民主化のためにも、食糧増産のためにも、自作農創設 維持の事業をさらに一層拡大強化しなければならない。

このような要請に応えるために、政府は昭和二十年十二月二十八 日法律第六十四号をもって「農地調整法中一部改正法律」を公布し たのであった。

この第一次農地改革の眼目となるべき点は次の三点である。

一 自作農創設のために小作農の希望により、地主の土地を強制的に譲渡させる途を開いたこと（従来は未墾地についてのみ認められていた）。これによって自作農創設を行い、在村地主には五町歩の小作地の保有が認められた。

二 小作料を全納した。

三 農地委員の委員を選挙制としたこと（従来は官の指名）。その委

員は地主・自作・小作の各階層別に五名ずつ選挙される。

ところが、この第一次農地改革は不徹底なものであって、その欠陥として次の点が指摘された。

第一に地主の五町歩小作地の保有を認めたことである。これは農林当局の三町歩の原案が閣議で五町歩に修正され、それすらも議会議決中に発せられた連合国最高司令官の「農地改革に関する覚書」(昭和二十年十二月九日)の支援のもとに、ようやく議会通过するありさまであった。

第二に農地の譲渡を主として地主と小作人との間の相対売買に委ねたことである。これは地主の優先的な地位からみて小作農は不利な立場に置かれる。

第三に地主と小作人の間に立って農地を取得したり、譲渡あつ旋したりする機関として市町村農業会とされたことである。

市町村農業会の地主的官僚的色彩については強く攻撃されておりこのように完全に民主化されていない団体が、農地改革を担当することは不適當だといわれた。

第四に地主の土地取り上げが盛んに行われたことである。農地調整法には以前から地主の土地取り上げを抑える規定が置かれてあるが、それが農民に徹底していなかった。

こうした点が指摘されて、さらに第二次農地改革が強請されるに至ったのである。しかし、第一次改革の果たした役割も過少評価することはできない。それは、従来地主の農地所有権に絶対手を触れることのできなかったことに対して、直接強い干渉が加えられたと

いうことで、徹底した改革への過渡的段階とみるべきであろう。

昭和二十一年七月、総司令部の勧告に基づいて「農地改革の徹底に関する措置要綱」を作制し、十月二十一日法律第四十二号をもって公布され、「農地調整法の一部を改正する法律」同じく法律第四十三号「自作農創設特別措置法」によって実現された。

北海道農地委員会設置 北海道では農地改革の指導機関として中央に設けられた農政局農地部に呼応して、昭和二十一年十一月調整課農地課からなる北海道農地部が設けられ、十二月には農地改革の中心となる市町村農地委員の選挙が行われ、二七一(市町村数二七七)の農地委員会が結成され、翌二十二年三月には市町村農地委員会の互選により、北海道農地委員会が誕生した。

2 第二次農地改革

第一次農地改革は不徹底であるとして連合国最高司令官の覚書となつて要求されることになった。そこで政府は覚書に対する回答期限である昭和二十一年三月十五日に、在村地主の保有限度を五町歩から三町歩に引き下げることを中心とする改革案を連合国最高司令部に提出した。

その後この問題は対日理事会で取り上げられ小作地の全面的収用を主張し、地価の大幅引き上げ、六町歩をこえる大地主の土地の無償没収を唱えるソ連案と、一町歩の小作地保有を認めるイギリス案とが提出され、論議の結果六月十七日の理事会でイギリス案が採択さ

れた。そこで政府は連合国側から正式の指令はなかったが、イギリス案の線に沿って第二次農地改革を行うことになり、その改革案が昭和二十一年九月、第九十議案に提出され、無修正で通過し、昭和二十一年十月二十一日公布、年内直ちに施行されたのである。

改正になった自作農創設特別措置法は、

- 一 在村地主の保有限度が五町歩から一町歩（北海道は二町歩 滝川は二町四反）に引き下げられたこと。
- 二 不在地主の所有する小作地全部と、在村地主の所有する保有限度を超える小作地とは、小作農が買受を希望すると否とにかかわらず政府が当然買収し、そのうえで小作農の買収を進めること（実際は農地委員会が活動する）。
- 三 この自作農創設は二か年計画とし昭和二十三年中に完了させる予定であること。
- 四 未墾地の開発も政府が正面に立ってその買収、開発を行うことになったこと。

また同時に再改正になった農地調整法によって

- 一 農地委員会の委員の構成は、従来地主・自作・小作各五名であったが、小作五名、地主三名、自作二名に改められ、小作農の発言が強化され、その選挙は成人者全員に拡大された。なお第一次改革による農地委員会の選挙はついに行われなかったため、この再改正による農地委員会が最初の農地委員会となったのである。
- 二 将来の農産物価格の下落にそなえて、小作料の最高額が定められた。
- 三 小作契約について証書を作成することにして、小作契約の内容をはっきりさせ、小作農の地位の強化がはかられた。
- 四 農地に対する統制が強化し、地主の土地取上げは一層強く制限され、また新たに農地の潰廢を統制する規定が設けられた。

この農地改革があまりに苛烈を極めたものであっただけに、全国の地主は色を失い狼狽はその極に達したが、既定方針のとおり昭和二十三年三月三十一日第一回の買収売渡しが始められた。以来昭和

二十七年十月までに二六回にわたって買収売渡しが行われた。

買収された総面積は三四万七、五七二町歩、買収令書発行券数八万五、九六八件、買収を受けた地主六万五、七五〇人、また売り渡された農地面積は三四万一、八〇六町歩、売渡令書発行件数一六万七、一九八件、売渡を受けた小作農家は一二万戸といわれる。

また「自作農創設特別措置法施行令」によって所管がえとなった財産税物納農地・国有林野内農地・大学農地・旧軍用地などの農地が一万一、七九六町歩、同売渡し一万一、七八一町歩である。また「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令」による「自作農特別措置法」及び「農地調整法」による強制譲渡方式により買収された農地は二、三二二町歩、売渡しは二、二〇八町歩であった。

その後昭和二十七年十月二十日「自作農創設特別措置法」及び「農地調整法」を総合的に整理して、法律第二百二十九号で公布された「農地法」によって農地制度改革の徹底化がはかられたのである。

農地委員 第二次農地改革は、農地委員会についても一大改革を加え、その構成は小作五、地主三、自作二と改め昭和二十一年十二月全国一斉に市町村農地委員の選挙が行われた。

またその任務においても、政府自らが正面に立って自作農創設を行うこととし、実際には農地委員会が政府の手足となって自作農創設に当たることとなり、そのほか選挙権の範囲拡大、リコール制の採用、道府県農地委員会の階層別代表制採用、中央農地委員会の新設など、極めて広範囲にわたって行われた。

イ 農地、農業用施設、採草地、宅地、建物、一定面積以下の未墾地に対する買取計画の作成及びこれらの所有者の異議の決定。買取すべき農地、価格及び買取期日を定めるばかりでなく、昭和二十一年十一月二十三日現在にさかのぼるかどうかも決定する。

ロ 農地、農業用施設、採草地、宅地、建物に対する売渡し計画の作成及び買受申込者の異議の決定。

ハ 特別な事由で一時不在になっている者を不在地主としないことの認定。

ニ 不在地主が在村地主かの認定について隣接市町村の一部を自市町村と同様に取扱うことの指定。

ホ 自作農の一定面積以上の自作地、請負耕作地、法人等の自作地、地主の申し出のある農地についての買取の適否の認定。

ヘ 宅地等にする農地、近く自作すべき一時小作地、新開墾地、焼畑、切替畑などで買取することを不適当とすることの認定。

ト 農地の買取について、土地台帳の面積では処理できない場合の認定とこれにかわる面積の決定。

チ 農地用施設、採草地、宅地、建物の買取の可否の認定。

リ 農地の買受人とその農地に関する地役権者とが異なる場合において地役権が消滅するかどうかの認定。

ヌ 農地の買受人と賃借権者とが異なる場合、消滅する賃借権の所有者などに対する損失補償額の決定。

ル 農地の買受の機会を公正にするための農地の所有権、永小作権、賃借権の交換。

ヲ 政府が先買いした農地の売渡し。

ワ 政府の買取した農地などの管理。

農業調整委員会 食糧確保臨時措置法により選任されたが、昭和二十六年七月農業委員会法の制定公布と共に解消した。

食糧調整委員会 水稻その他食糧作物の収量調査を実施し、供出割当決定の基礎資料作りに努力、昭和二十三年八月二十五日選任、二十四年十一月食糧確保臨時措置法に基づき、本委員会は解消した。

農業三委員会の解散 終戦後各種の農業改革と振興を期して、強力に推進されてきた農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の農業政策三委員会は、多年涙ぐましい献身的な努力をもって本町の農業政策に輝かしい成果と足跡を残してきたが、新しく農地委員会法の制定公布に伴って、昭和二十六年七月十三日それぞれ発展的解散を遂げたのである。

太平洋戦争終了後の混乱した世情の中において幾多の困難を克服し、よく農民を指導し、農地の改革に食糧政策に、あるいは農業経営の改良改善にその他農業の振興発展に貢献し、耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進の礎を築いたその偉大なる功績は推賞するに価する。

3 農地解放の実績

昭和二十一年十月二十一日自作農創設特別措置法に基づき、同二

十三年三月以来の買収が、当初の予定面積をはるかに超越したことと申入れ買収が相当数に達したことは、地主側の協力によるものであるが、第一回買収計画以来、農地等の売渡しに対する異議申したて、訴願・訴訟は、小作地でなく自作地であると主張するもの、近く宅地にしようとするもの、買収対価を不服とするもの、農地の強制買収は国民の基本的な人権に属する幸福追求権と財産権を侵害するものとし、あるいは行政機関による買収・売渡しの決定そのものを不当とするものなどで、その多くは却下された。

開放にあたっては広大な面積に加え、土地台帳が不備で、これをそのまま利用できないため、いちいち分割測量が必要となったり、買収・売渡し農地のほか、未墾地・牧野その他についても実測、分筆を行った。

農地改革によって自作農創設が「政府買収方式」により成功したので、その成果を維持する臨時措置として、昭和二十五年十月九日公布制定されたのが「ポツダム政令に基づく強制譲渡令」で、その目的とするところは、土地所有集中の再現と小作地面積の増大を抑制し、昭和二十五年七月三十一日以後所有できない土地に至った農地についても引続き本政令により強制譲渡していくことになった。

町村の自作農創設状況（田畑のみ）

地域	区分	
	自作	小作
滝川町	田	田
	畑	畑
改革前	計	計
	戸数	戸数
後	田	田
	畑	畑
	計	計
	戸数	戸数

当初買収予定面積（昭和二十年十一月二十三日現在）

区分	面積					計	田	畑
	一 号 面 積	二 号 面 積	三 号 面 積	四 号 面 積	五 号 面 積			
江部乙村	後	前	後	前	後	計	田	畑
	一、五〇〇・〇	四、五〇〇・〇	一、六七〇・〇	一、〇四七・〇	二、六五五・〇	八、五〇〇・〇	一、一〇〇・〇	一、九二〇・〇
	一、五〇〇・〇	一、六七〇・〇	二、八七〇・〇	一、二五五・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
	一、五〇〇・〇	一、六七〇・〇	二、八七〇・〇	一、二五五・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
	一、五〇〇・〇	一、六七〇・〇	二、八七〇・〇	一、二五五・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇

戦後自作農創設による農地解放（農地のみ）

区分	戸数		田	畑	計	対価		計	摘	要
	不在地	在村				不在地	在村			
滝川町	五、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	七、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	昭22・7	24・7
江部乙村	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	昭22・7	24・7

4 農地改革後の農村

日本の農地制度は、ポツダム宣言の受諾に伴う歴史的な大変革期として改革が断行され敗戦後の混乱期とかつ短期間によく画期的な大事業がなし遂げられ、民主国家としての再建の途を邁進したのである。

これは諸機関の渾然一体の労苦はもとより、地主の時代感覚に徹しての協力と耕作農民の積極的・精神的な熱意によるものであり、この農地改革が敗戦以前の平和時においては到底なし遂げ得ない難事業であったことをも想像に難くないものと思われる。

こうして耕作農民のほとんどは自作農となり、明治以前からの大地主对小作人の隷属的な姿は全く消え、日本農民はこの喜びの中から敗戦後の食糧危機を乗り越え農産物の増産と農家経済の向上に、また日本復興の原動力として一步一步堅実な歩みを続けてきた。

世界平和の訪れと共に国際的な食糧需要と供給の渦中からは、単なる自作農のみではその経済的な風波はさけられない状態となり、国を挙げて農業政策を考究し、需要と供給のバランスの中でいかにして農家経営の安定と向上を図るかが焦眉の問題となったのである。

政府は国際経済の中に生き抜く農業生産物の将来展望の検討や、生産者の保護のため、絶え間ない農業現況の把握と対策樹立のため実態資料を求めるに当たって農業基本調査を定期的に行い、施策の計画樹立に資している。これが農業基本法の制定後に総合開発の構想を生み、農業構造改善、農業近代化、新農山漁村建設総合対策となり、この中で農地改革により自作農となった農民の保護維持政策として進められているのである。

農業改良委員会 農業改良助長法が昭和二十三年八月公布され、日本農業の民主的な建直しと農業の改良普及に農業改良委員会を設置することになった。

滝川町では同年九月二十日町議会承認の次の委員を選任した。

氏名	年齢	氏名	年齢	氏名	年齢
小川 正行	四六歳	猪口英之助	三九歳	本郷 政吉	三八歳
樋口 隆治	五五歳	長谷川重之	四一歳	本野 正一	三〇歳
内野 長盛	三二歳	波多野安太郎	三八歳	白木 丑吾	五六歳

今野喜代松 四三歳

滝川町では当初委員会名称を「地区農業委員会」として発足している。二十四年の活動状況は食糧増産に努め、委員会開催数八回、改良普及員として黒田高麗太郎、桑原進を選定して、その指導にあたらせた。また二十五年は委員会開催数八回、普及員新出鉄雄を選定した。二十四年十二月十四日委員改選により九名を選出している。

江部乙村の農業改良委員会委員は二十四年四月一日に選出発足。

宮家 恵長	石川 幸吉	玉置 元且	鶴尾 常雄
上杉 幸定	原 亀太郎	三谷 吉平	松ヶ平五作
篠原 寛	小島善太郎		

昭和二十四年十二月十五日に改選している。

玉置 元且	松ヶ平五作	篠原 市郎	石橋 武
高橋末次郎	上杉 幸定	北山 季武	三谷 吉平
山口 周吉	中西 秀雄		

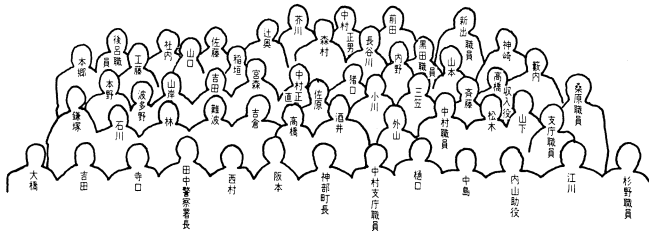
なお、本委員会は昭和二十六年三月、農業委員会法の制定により解散したのである。

農業調整委員会 食糧確保臨時措置法に基づき、農業調整委員会

を設置することになり、滝川町では昭和二十三年十一月三十日この選挙を行った。名簿登録人員一、一二人、当日の有権者数一、一二人投票者数八九九人、投票率八〇・二パーセントであった。二十三年度中の活動として委員会開催一四回、水稲・雑穀・馬鈴薯・麦類作況調査を全町調査一〇日間実施、二十四年度は委員会開催二七回、委員数二八名、専任書記一名、嘱託書記六名組織で農業計画の決定、作況調査、供出完遂促進に努めた。二十五年は会議数二二回

と熱心な委員会活動が行われたものである。委員名(判明分のみ)は次のとおりである。

江川 虎松	中島 正雄	◎阪本 茂	寺口 四郎
松木 幸治	高橋 幸市	吉倉 常藏	林 与一
石川 庄作	藪内 詰夫	斉藤 金峰	三笠 金吾
宮森 覚三	吉田 公夫	本野与農松	鎌塚 清治
神崎 毅	山本 友衛	森村 竜馬	辻奥 隆敏
稲垣 構造	佐藤 義	山口 繁義	社内 与造
工藤勇太郎	前田 義	難波繁太郎	芥川 朝治
佐原 直之			



滝川町農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会
解散式記念(昭和26年7月21日)

江部乙町では二十四年十一月三十日次の委員が選任された。

第一章 農 業

田野 茂 松儀 一男 丸岡 留吉 高橋末次郎
萩原 昇 日野田一太郎 真坂 民藏 石橋 武
堀 恵 ◎松ヶ平五作 中西 重清 東藤 勝秋
船津 義公 菊地 勝男 上田 鉄男 山木辰之助

農業委員会 昭和二十六年三月三十一日法律第八十八号による、
農業委員会等に関する法律が公布され、従来の農地委員会、農業調
整委員会、農業改良委員会の農業政策三委員会を発展的解散をはか
って、新しく農業委員会を設置することになった。

農業委員会は農業協同組合、農業共済組合、農業関係団体などと
協力融和しつつ、農業生産力を発展させ、農業経営の合理化を図り
農民の地位向上と公平な利益を代表する機関として、農業及び農村
の振興に関する計画を推進し、その必要な業務を行うことが目的で
ある。法の改正が何度か行われているが、農業委員会の所掌事務に
ついては、次に掲げる事項を処理する。

- 1 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は新
炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項
- 2 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分台及
びこれに附随する事項
- 3 前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項

さらに農業委員会はその区域内の次に掲げる事項に関する事務を
行うことができることになっている。

- 1 農地等の交換分台のあっせんその他農地事情の改善に関する事項
- 2 農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項
- 3 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項
- 4 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経
営の合理化及び農民生活の改善に関する事項
- 5 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

池田 政雄 西尾米次郎 ○藪内 詰夫 樋口 昭二
 白田 実 ○南 義夫 ○中村 正男 波多野正明
 ○阪本 茂 寺口 正春 樋口 隆治 ○照井 政雄
 榊幸 正夫 尾崎 正 寺口 章

第六期 自昭和四十一年七月二十日
 至同四十四年七月十九日

○岩村吉太郎 ○社内 与造 寺口 章 僧都 政信
 池田 政雄 国奥金次郎 宮崎 弘 安達 作市
 木戸 清 山本 敏男 ○山岸 幹男 ○藪内 詰夫
 樋口 昭二 白田 実 ○南 義夫 三笠 高雄
 ○辻奥 隆敏 寺口 正春 ○福田 義行 照井 政雄
 榊幸 正夫 尾崎 正

第七期 自昭和四十四年七月二十日
 至同四十七年七月三十日

○社内 与造 僧都 政信 国奥金次郎 宮崎 弘
 ○寺口 章 安達 作市 木戸 清 山本 敏男
 ○山岸 幹男 ○藪内 詰夫 本野 正一 小坂 健三
 飯原 佐吉 三笠 高雄 山内正三郎 平木 勝
 寺口 正春 ○草沢 薰 ○佐々木市之助 長谷川 勇
 岡内 義雄 ○中村 正直

二 江部乙村・町農業委員会委員 ○会長 ○選任

第一期 自昭和二十六年七月二十一日
 至同二十九年七月二十日

○鞍田 武夫 ○松ヶ平五作 丸岡 留吉 中道与一郎
 (二八・三會長就任)

次原 清一 岩佐 文明 三笠 弥藏 多田 柳衛
 真坂 民藏 田野 茂 高橋末次郎 工藤 安雄
 大西 光雄 岩崎 菊治 寺本 元治 堀口 栄

第二期 自昭和二十九年七月二十日
 至同三十二年七月十九日

○松ヶ平五作 岩佐 文明 岩崎 菊治 高橋末次郎
 瀬川 勲 長坂 民藏 石川 幸吉 ○玉置 元且
 三笠 弥藏 ○佐々木栄吉 池田利吉郎 ○中西 重清
 (三一・七・六辭職本吉武雄就任)

工藤 安雄
 第三期 自昭和三十三年七月二十日
 至同三十五年七月十九日

○松儀 一男 ○松ヶ平五作 池田利吉郎 ○本吉 武雄
 ○津留崎禎之 川島喜三郎 真坂 民藏 工藤 安雄
 (三四・四・二○解任国嶋隆信選任)
 石川 幸吉 安田秀之助 三笠 弥藏 田中 明
 島田 十作 中道与一郎 東藤 勝秋 岩佐 文明
 (三三・二・七七亡)

第四期 自昭和三十五年七月二十日
 至同三十八年七月十九日

加地 勇 末富 菊藏 工藤 安雄
 ○松ヶ平五作 真坂 民藏 寺崎 武雄 加地 勇
 ○松儀 一男 石川 幸吉 吉田 清二 中道与一郎
 川嶋喜三郎 渡辺 讓 池田 利吉 ○橋本 信治
 山口 周吉 島田 十作 山下 朝秀
 安田秀之助 ○本吉 武雄 (四・五・一四解任橋本信治選任)
 第五期 自昭和三十八年七月二十日
 至同四十二年七月十九日

第六期 自昭和四十一年七月二十日
 至同四十四年七月十九日

○松ヶ平五作 寺崎 武雄 ○本吉 武雄 山下 朝秀
 谷口 進 ○松儀 一男 渡辺 讓 畑原 勲
 (四・四・六解任梅野種勝選任)
 工藤 明 島田 定雄 ○石橋 武 川嶋喜三郎
 山上 正雄 工藤 安雄 池田利吉郎 中道与一郎
 (四〇・九・二八死亡)

第七期 自昭和四十四年七月二十日
 至同四十七年七月十九日

吉田 清二 渡辺 讓 吉田 清二
 ○松ヶ平五作 寺崎 武雄 谷口 進 ○梅野 種勝
 大田 清哲 山下 朝秀 島田 定雄 ○石橋 武
 畑原 勲 工藤 明 橋本 信治 寺田 武
 山上 正雄 西野 良吉 (途中退任森井正之就任)
 山本 孝二
 第七期 自昭和四十四年七月二十日
 至同四十七年七月十九日
 ○松ヶ平五作 ○梅野 種勝 ○森井 正之 田野 茂
 西野 良吉 山本 孝二 寺田 光国 鳥井 正雄

畑原 勲 工藤 明 渡辺 譲 寺崎 武雄
谷口 進 島田 定雄 山下 朝秀 大田 清哲

○津留崎慎之
(途中退任橋本信治就任)

三 新・滝川市農業委員会委員

第八期自四十七年七月三十一日
至五十年七月三十日

合併後、初めての農業委員会委員選挙が昭和四十七年七月三十日に行われた。滝川地区については定数を越えなかったため無投票当選であったが、江部乙地区(第二選挙区)の投票・開票があつて、当選者が決定した。選挙当日の有権者(江部乙地区)二、二二八、投票率は九三・九四パーセントであつた。

第一選挙区(滝川地区)

宮崎 弘 中野 謙二 木戸 清 滝下 匠
小坂 健三 国奥金次郎 山内正三郎 脇本 繁雄
安達 作市 ○阪本 茂 ○佐々木市之助 ○猪口英之助
○社内 与造 ○寺口 章 斉藤 里次

第二選挙区(江部乙地区)

虎谷 正市 山口 周吉 寺田 光国 谷口 進
寺崎 武雄 山本 孝二 西野 良吉 岩崎 秀市
福永 昇 渡辺 譲 大田 清哲 山下 朝秀
○橋本 信治 ○住友 成夫 ○吉岡 重信
(四九・七・長谷川武次に引継)

第九期自昭和五十年七月三十一日
至五十二年七月三十日

昭和五十年七月二十七日投票・開票が行われた。投票所九カ所・当日の有権者数三、七〇八、投票者数三、四九九、投票率九四・三六パーセントで、開票は滝川市役所と江部乙公民館の二カ所に分かれて行われた。当選者等は次のとおりである。

第一選挙区

中野 謙二(北滝の川) 原田 政雄(二の坂町) 国奥金次郎(東滝川)
細川 二郎(花月町) 滝下 匠(東町) 宮崎 弘(東滝川)
小坂 健三(北滝の川) 脇本 繁雄(黄金町) 岡崎 義男(北滝の川)

第二選挙区()内は住所地番

松岡 正一(一、六六八) 谷口 進(一、七六五) 寺田 光国(一、一八二)
高桑 藤雄(二、三二九) 脇本 高司(八一六) 山本 孝二(四一一)
虎谷 正市(一、三六九) 寺崎 武雄(七三六) 西野 良吉(一、七八六)
大田 清啓(一、一八八) 岩崎 秀市(一、七三八) 平手 登(一、二九七)
推薦選任Ⅱ議会 吉岡 重信 寺口 章 社内 与造
佐藤 恒(南滝川) 但田 信行(江部乙町)

滝川農協・浅井国行 江部乙農協・橋本 信治

(五二・一死亡後任倉島彦三) (五一・二死亡後任三会長・退任後任橋清)

中空知農業共済・国嶋 賢二
(五三・三退任・後任古枝寅雄)

なお選挙立候補者は第一選挙区一名、第二選挙区一三名であつた。

第一〇期自昭和五十三年七月三十一日
至五十六年七月三十日

昭和五十三年七月二十三日執行の選挙当選者は次のとおりである。

なお委員定数を超えて立候補者がなかったので無投票当選となつた。

第一選挙区(定員八名)

国奥金次郎(東滝川) 中垣幸八郎(東滝川) 脇本 繁雄(黄金町)
細川 二郎(花月町) 滝下 匠(東町) 岡崎 義男(北滝の川)
原田 政雄(二の坂町) 河野 伝(北滝の川)

第二選挙区(定員一〇名) (江部乙町地区)

大田 清哲(九の二) 寺田 光国(一〇の二) 虎谷 正市(一、三六九)
寺崎 武雄(一の二) 奥 貞義(二の二) 渡辺 秀夫(三の二)

48 資金 自作農維持 金 農地取得資 金	47 計 自作農維持 資金 金 農地取得資 金		46 計 自作農維持 資金 金 農地取得資 金		年度 区 分 (件数) 金額 (千円)
	計	自作農維持 資金	計	自作農維持 資金	
一 五〇〇	四 七三、八五〇	八 二、四〇〇	一 二、八〇〇	三 六六、六五〇	一 五〇〇
三 二五、四〇〇	三 六六、六五〇	一 二、八〇〇	三 六六、六五〇	三 六六、六五〇	三 二五、四〇〇
三 二五、四〇〇	三 六六、六五〇	一 二、八〇〇	三 六六、六五〇	三 六六、六五〇	三 二五、四〇〇

45 災 計	44 計 自作農維持 資金 金 農地取得資 金		43 計 自作農維持 資金 金 農地取得資 金	
	計	自作農維持 資金	計	自作農維持 資金
一 六〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	一 一、〇〇〇	一 一、〇〇〇
三 一、〇〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇
三 一、〇〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇

51 計 自作農維持 資金	50 計 自作農維持 資金		49 計 自作農維持 資金	
	計	自作農維持 資金	計	自作農維持 資金
三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇
三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇
三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇	三 二、八〇〇

45 災 計	44 計 自作農維持 資金		43 計 自作農維持 資金	
	計	自作農維持 資金	計	自作農維持 資金
一 六〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	一 一、〇〇〇	一 一、〇〇〇
三 一、〇〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇
三 一、〇〇〇	三 一、〇〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇	二 五〇〇

農業振興保証融資運営委員会

農業経営の改善振興を図るため、資金の融資を促進する保証融資
に關し、委員が委嘱された(昭和三十一年十月一日)。

内山憲一・阪本 茂・藪内詰夫・鎌塚清次・樋口隆治・宮本政男・竹内与助・
社内与造・岡部力男(昭三二・一・七)
昭和三十四年四月一日
樋口隆治(長)・社内与造(副)・吉岡清栄・岡部力男・大沢辰次・小川正行・
芳賀惣五郎・阪本 茂。

氏名	任期	氏名	任期
樋口 隆治	昭36.7.1 ~ 昭40.7.31	社内 与造	昭36.7.1 ~ 昭42.7.31
小川 正行	同36.7.1 ~ 昭44.7.31	芳賀惣五郎	同36.7.1 ~ 昭42.7.31
阪本 茂	同36.7.1 ~ 昭43.7.31	岡部 力男	同36.7.1 ~ 昭42.7.31
吉岡 清栄	同36.7.1 ~ 昭42.7.31	宮本 政男	同38.7.1 ~ 昭42.7.31
福田 義行	同40.7.1 ~ 昭46.7.31	照井 政雄	同40.7.1 ~ 昭42.7.31
東 金次郎	同42.7.1 ~ 昭44.7.31	後呂 義久	同42.7.1 ~ 昭46.7.31
横山十七七	同42.7.1 ~ 昭46.7.31	猪口英之助	同44.7.1 ~ 昭46.7.31

農業振興融資審議委員会 (昭和三十一年十月一日委嘱)
後呂義久・中村正直・江川虎松・秋山秀晴 (昭32後呂の後任)
昭和三十四年四月一日
中村正直・江川虎松・秋山秀晴

農業振興補償融資委員会 (合併後)

氏名	任期	氏名	任期
松ヶ平五作	昭46.6.1 ~ 昭48.5.31	山本 義郎	昭49.5.1 ~ 昭51.5.31
寺口 章	同46.6.1 ~ 昭54.5.31	川島幸太郎	同50.5.1 ~ 昭51.5.31
後呂 義久	同46.6.1 ~ 昭48.5.31	池田 政信	同52.4.11 ~ 昭51.5.31
中村 正直	昭36.7.1 ~ 昭46.7.31	江川 虎松	昭36.7.1 ~ 昭44.7.31
松山 秀晴	同36.7.1 ~ 昭38.7.31	秋山 義雄	同38.7.1 ~ 昭46.7.31
辻奥 隆敏	同44.8.1 ~ 昭46.7.31	寺口 章	同44.8.1 ~ 昭46.7.31

大田	吉一	昭46・6・1	寺崎	武雄	昭48・6・1
津奥	隆敏	同46・6・1	吉岡	重信	同50・6・1
猪口英之助		同48・6・1	滝下	匠	同54・6・1
		50・5・31			

第十四節 畜産

1 馬

馬はアジア、ヨーロッパ、アフリカなどに野生で繁殖していたものであるが、それを人間が飼いならし、物の運搬や乗馬に使うようになった。

その始まりは遠く昔のことで、古代人の生活した洞窟の壁画などにも見られる。

我が国においても、古くから乗馬や駄馬として使われ、北海道においても松前藩時代既に牧場が開かれており、それが明治となり開拓使の欧米農法採り入れにより、一層その必要に迫られてきた。

開拓使から道庁となり馬に関する牧場・試験場・繁殖場がつけられ明治四十三年第一期拓殖計画では牛馬一〇〇万頭計画が樹立されたのである。

本道における馬の起源は、旧記によつては、先住民であるアイヌ人種の飼育は認められず、したがつて総て東北の南部地方から移入されたもので、文化元年(一八〇四)七月函館奉行戸川筑前守の主唱により、胆振国有珠・虻田の両郡に牧場を開設したとある。この時代は専ら馬匹の繁殖と改良が行われ、その後安政六年元浦河に分場を

設けるなどして以来、三牧場はその事業を継続し、明治元年に技術の改革により廃場となった。この間牧場の効果は極めて大きく、胆振・日高・十勝・釧路・根室・北見などの駅通馬はまた遠く樺太にも移出し、交通に用いられている。

次いで明治五年、渡島国七重に勸業試験場を設け、アメリカより種馬を輸入、馬匹の改良繁殖を行い日高新冠郡に牧場を開き、さらに根室花咲、真駒内などに種畜場を設け馬匹の生産に努めている。

北海道で農耕馬としている馬は、支那大陸より輸入され改良されたものが多くその他競走用サラブレッド種、アラブ種、ギトラン種があり、速歩用はトロッター、ハタエハー種、農業及び運搬用はペルシュロン種、アブレイイマン種、また軍馬用にはアングロノルマン種、この他釧路種といわれる本道で改良された馬があった。

種馬の民間貸与 産馬組合単位また組合のない地方には農会、産業組合に種牡馬の貸与がなされ産馬の改良など、気候風土に恵まれた本道の広大な地域は、畜産業発展の礎を築いたのである。

農耕を馬力によつた時代や、運搬を馬力によつた時代には、滝川の馬も相当多く飼育されていたが、近年自動車の発達並びに耕耘機による農耕の普及により、年々減少の一步をたどっている。

江部乙における馬匹飼育の始めは軍用馬であるが、農耕馬としては、明治二十八年七月、一八頭を導入し、当時の屯田兵両中隊で、八頭を軍用馬に充当し、残馬一〇頭は抽せんで配分したことから始まると伝えられている。

昭和時代には、中間種が多く、それは農耕馬に適するばかりでな

① 日通ばん馬購買

昭和二十九年 実施回数二回、総出場数一一七頭、購買馬二五、購買金額二七〇万六、五〇〇円、最高一三万五、〇〇〇円、最低九万三、〇〇〇円、平均一〇万八、二六〇円

昭和三十年 実施回数二回、参加頭数六一頭、購買馬一〇頭、購買金額 最高一二万三、〇〇〇円 最低八万五、〇〇〇円 平均一〇万三、〇〇〇円

② 鞍馬競争

滝川は西町の馬検場で開催されていたというが、江部乙の状況について述べてみる。

江部乙挽馬競争は、昭和の初期に始まり、場所は旧屯田兵練兵場の北側で、出発点は専光寺の裏あたりから直線で国道十二号線にむかい、旧集乳所付近が決勝点で、距離は二〇〇メートルぐらい、障害は作られていなかった。

主催は、江部乙村馬頭観世音奉賛会で、この祭典余興として行われ、村内の寄付、金品を賞品にあてた。

競技会の役員は奉賛会役員や村の獣医・古参の牛馬商、馬車追いが当たり、大体七、八月の農閑期に行われた。

出場馬は、村内や近隣町村の馬で、特に上砂川や赤平の炭坑地帯で石炭運搬をしている馬は力が強く、良い成績をあげていた。

馬の数も七〇〜八〇頭が参加し、競技会役員の審査を受け、強そうな馬から一流・二流・三流と級をつけられた。

競技は馬籠に土俵（一俵十六貫位）を、一流は一〇俵、二流は八俵、

三流は六俵というように挽荷の重量が定められ、ゴールに先着順で入賞位が決定されるのであった。

入賞の賞金は、一着一円程度で、商店からの品物を賞品としたりしたもので、近隣、町村からも大変楽しまれ、名物行事になっていた。

旧練兵場での競技会は、一、二年催されたが、東十二丁目馬検場（現在江部乙高校の位置）に移した。

この場所は広いので一周三〇〇メートルぐらいのものになり、出発点から五〇メートルのあたりに第一障害を設けた。

障害はコースを横切る土堤で高さ一メートルぐらいで、第二障害は決勝点前方五〇メートルぐらいにあり、壕を掘ったりしていたが、土堤は一メートル三〇〜五〇ぐらいであった。

この会場では乗馬の競争もあり、速歩や早駆けも行われたものだ。競技は馬場が広くなったので、内容も多種になり観客も一段と楽しみを増したが、市街地から遠くなり、商店側からこの催しによる収益が少なくなったとして、市街の近くで催すよう強い意見が出た。

主催者側も商店側から農家よりも多くの寄付協力を頂いている関係もあり、また商店の協力が必要であるため、後になり市街地の公園（現在の中央公園）に会場を移し、池の周囲を一周するコースで競技をし、太平洋戦争の始まったころまで続けられたのである。

鞍馬競争は江部乙ばかりで催されたのではなく、昭和十年ごろには軍用馬の育成と併行して各地で催されていたが、いずれも太平洋

戦争が激しくなるにつれ中止となっていた。

終戦後二、三年で再度各地で催され始めたので、江部乙でも復活し中央公園で開催されたが、主催者は馬頭観音奉賛会と江部乙村挽馬競技会の両者によって計画実施されるようになった。

昭和三十年ごろからは、この競技会が非常に盛り上がり、出場馬数も増し、賞金、賞品も急激に立派になった。

これは道会議員・国会議員からも賞品として優勝旗や美しく模様づけしながら掛などが寄贈され、地元有志からも同様に寄贈があったので、本部の天幕には色とりどりの優勝旗やがら掛その他賞品が山積みされたものである。

出場馬も他の競技会で貰った立派ながら掛をつけたり、中には優勝旗を四枚くらい縫い合わせて幕のようにし、馬にかけて集まって来た姿は盛観であった。

また、馬主は競技会前日から保道車にテントや炊事道具をのせてよい控え場を設け炊飯をし酒を飲み氣勢をあげ大会に備え、露店商もたくさんの店を出して景気のよいもので、競争で優勝した馬はさっそく櫓をはずし、授与された優勝旗を捧げ乗馬で場内を一周し観客の声援を浴び得意満面になっていた。

また、競技にはトラブルがつきもののようにあり、進路妨害をしたとか、土俵の重量が違うとか、違法な御し方をしたとか、騎手や馬主が本部テントに押しかけ、大声や怒声でやり合うことが珍しいことではなく、観客もこれを取り巻いてワンワンいい合っているのが楽しみの一つであったようにみえた。

騎手のスタイルも、乗馬ズボンの膝の所で大きく外側にふくらみをもたせたものを履き、向こう鉢巻を締め一種独特なものであった。

昭和四十年ごろには競技会場が十三丁目（現在江部乙中学校の位置）に移り、馬櫓がコンクリート製長さ一・五メートル、幅七〇〜八〇センチメートル、厚さ二〇センチメートルくらいのものとなり、これに土俵三俵から六俵くらいをのせて用いられていた。

昭和四十二、三年になって、農家も機械化し、馬もおいおいなくなつたので、市町単位の挽馬競争もこれと共に中止するに至つたのである。

今も馬頭観音奉賛会は存続しているが、行事は郷土の開拓と発展に働いた馬や農業経営に尽力した家畜の霊を慰める追悼式が、主としたものになっている（越智利雄・長谷川武次談から）。

戦争と馬 旧軍隊にとって馬は重要なものであり、その昔武士は馬を大切にし、戦場におもむいた。また外国においても騎兵隊の活躍、これらはみな馬が主役を演じている。

戦時中の軍歌の一節に「徐州徐州と人馬は進む……」まさに人馬一体の苦闘がみなぎっており、「愛馬行進曲」の中にも「……とも死ぬ気でこの馬と……とった手綱に血が通う」「……濁流を、お前たよりに乗り切つて……」。また「愛馬行」の中でも「黒馬よ頼むぞ今宵の夢も……」「黒馬よ嘶けおいらも泣くぞ……」。その一つ一つに、ひたすらなる願いを馬と共にあった過去が蘇り、馬の果たしていた役割の大きさを、今更ながら思い浮かべる。



馬の祈願祭

しかし、軍馬の購入は、農家の軍馬飼育に熱をあげさせた。昭和十三年ごろ、陸軍で買い上げる馬一頭の購買価は、二〇〇円から三五〇円くらいで、軍馬に合格買い上げた農家では、お祝いして喜びその行をさかんにしたものである。

またその反面、入営・出征・応召という状態の中で、人手の不足、農耕馬の不足も、いなめない事実であった。

いずれにしろ大正時代から昭和三十年までの馬は、農家にとって一番大事なもので、馬がなければ農業は成り立たなかった。あり、愛馬の念も一入強く、馬の祈願祭なども行われた。

・馬喰

ばくろうという商人は、大正時代からいたが、秋になって農家に多少金が多くなったころには日高・十勝方面から購入した二歳馬を幾頭も数珠つなぎして農家を廻り、馬と馬を交換し農家はなにがしかの追銭を支払った。

産馬改良 戦後再び馬の必

要から馬匹改良に力を入れ、種牡馬の購買・検定・種付・去勢などが行われた。

① 種牡馬の購買

昭和二十年度には、明三歳候補種牡馬の購買が実施され、滝川町・芦別町・赤平町・砂川町・江

部乙村・新十津川村・浦臼村七カ町村購買馬を、道内及び内地種馬所買い上げ、日本馬事会輓馬として購買されたものがある。昭和二十一年度においては、右七カ町村の他美唄町を含め、五十余頭が出場、一四頭が購買、翌二十二年には、明三歳及び四歳再検第一回北海道育成馬共進会を深川町家畜市場で実施、品評会終了後購買実施されている。

② 種牡馬の検定

昭和二十年度は、終戦に伴い二歳牡馬の検定を行わず、四歳馬以上について、優良牡馬検査及び種馬検定が施行、二十二年度には明三歳候補種牡馬及び明四歳再検定検査を滝川町家畜市場で実施、二十五年度三頭、二十六年五頭、二十七年には四頭が、種牡馬とし合格している。

③ 種付

昭和二十三年度、種牡馬二頭、種付成績は一一〇頭、増殖奨励とし町費より助成金を交付、翌二十四年度には牛馬種付奨励を行い、その数一六〇頭に対し町費より奨励金を交付する。

④ 去勢

昭和二十一年度から三十三年までの去勢実施頭数は、四五七頭で猶予頭数四九頭、売却六頭であった。

⑤ 妊娠鑑定

鑑定を受けた馬は昭和二十五～二十八年度に一二八頭である。

衛生検診

① 伝貧馬

家畜の衛生を保持すると共に、予防衛生技術の指導普及を図り、馬の伝染性貧血検査を、昭和二十年以降年一〜二回馬匹組合技術員並びに町在住獣医師と連絡の上実施、真症殺処分を行った。

㊦ 蛇虫驅除

昭和二十〜二十七年度にわたり、蛇虫驅除の衛生検診を施行、馬匹組合技術員をして施行好成绩を得た。

㊧ 骨軟予防

昭和二十一年度から骨軟予防注射の衛生検診を、春季、秋季の二回にわたり、馬匹組合技術員や町在住獣医師と連絡の上実施、藁の栄養減少その他の悪条件にもかかわらず、相当な好成绩を得た。

㊨ 腺疫予防

昭和二十〜二十七年において腺疫の衛生検診を馬匹組合技術員によって施行好成绩をあげる。

㊩ 流行性脳炎予防

馬の流行性脳炎予防注射を、昭和二十三年度は全馬について実施、その後毎年これを行いその予防を図った。

㊪ 馬匹実査施行（滝川分）

年度	実査頭数	年度	実査頭数	年度	実査頭数
昭21	七七四	昭26	八五八	昭31	八七二(牛馬合計)
22	七五九	27	八五六	32	七四三
24	八五二	28	八九八	33	七三三(牛馬合計)
25	八四一	29	八三九		

㊫ 流行性感冒予防

昭和二十六年 予防注射 一、〇四〇頭
馬市場（滝川） 二カ年間休場していた市場を関係者の熱意により昭和二十年度から復活、統制配給をもって盛況、翌二十一年は統制配給購買を廃止、自由せりのため生産者に好評を得、出場馬五五頭で購買馬七頭、主取馬多く農耕馬の代替保留となす向きが見受けられた。

二十三年から二十六年までは、四〜七回市場開設された馬市及び各種購買がなされ、二十七年は総出場頭数二四五頭、購買六一頭、購買金額五七九万六、五〇〇円、最高一四万、最低六、〇〇〇円であった。

昭和二十八〜二十九年度は当歳馬につき年一回、最高二万五〇〇円最低一万五、二〇〇円となっている。

獣医師

戦前軍馬資源供給の盛んな時代、農村が馬耕によった時代、運搬業者がみな馬力によった時代には、馬匹もたくさん飼育されていたし、獣医師を開業していた者も多く活躍していたものである。しかし、終戦後、農業災害補償法の成立により、家畜共済制度が設けられて獣医師は農業共済組合家畜診療所の職員として働くことになり、かつ輸送の発達、あるいは自動耕耘機の出現によって農村の機械化が著しく普及発達したため馬匹の頭数もすこぶる減少して開業することは、全くむずかしい状態となった。

滝川市で開業した獣医師

氏名	所在地	開業期間	付記
及川忠治	本の坂町	明治末期～昭和初期	陸軍一等獣医
太田兼吉	一の坂町	大正7年～昭和初期	陸軍二等獣医・町議当選二回、昭和10年頃満州へ転出
香川信吉	大町	大正13年～同14年	陸軍三等獣医・大正14年新十津川村転出、道議二回、衆議員一回当選、深川町長
太田信吉	西町	大正末期～昭和中期	町議当選二回・農協組合長・道獣師会副会長
宮坂整	花月町	昭和6年～同24年	警防団長・公安協力会長
木全四郎	明神町	昭和22年～同31年	陸軍獣医少佐、砂川町へ転出
田中勉	一本坂町	昭和7年～同50年	陸軍獣医中尉・昭和30年より家畜診療所勤務
森若外勝	一の坂町	同15年～	陸軍獣医大尉・昭和30年より家畜診療所勤務
十枝内賢次郎	江部乙三八四九番地	同3年～同14年	昭和14年日華事変応召、昭和16年満州鉄嶺駐屯軍獣医部長に赴任
江口信定	一二六八	同7年～同26年	昭和14～26年、村農会、農業会嘱託畜産技師
水間金吾	三八四九	同16年～同19年	空知畜産組合滝川駐在所勤務、滝川町、江部乙村伝貧症・骨軟症予防技師・昭和19年新十津川へ
二川清	三八四九	同17年～現在	昭和17年村農会技術員・昭和24～48年町農業共済組合技術員、昭和51・7以降滝川市肉牛生産嘱託獣医
細川唯夫	三八四九	同12年～同37年	空知畜産馬匹組合江部乙駐在員、昭和24年村農業共済組合技術員、昭和37・7現職死亡
武田功	三八四九	同11年～同51年	昭和14年村農会技術員・昭和24～48町農業共済組合技術員、昭和48・6中空知農業共済組合技術員
川村由孝	一五二四	同7年～同43年	昭和7～26年、村農会、同農業会畜産技術員

・長万部種馬所滝川種付所

明治四十二年九月、馬政局所管の長万部種馬所が創設され、翌四十二年四月から種付けが実施、この年滝川種馬所が設置され、それ以来毎年出張実施し昭和九年以降種付所は廃止され西町に移転した。

・幼駒運動場の設置

現在の道立滝川北高が江部乙町立高校であったころ、校舎敷地は町において昭和八年に幼駒運動場として計画され、在郷軍人江部乙分会員の労役奉仕により土壁を設け、後さらに管理舎及び畜舎を建て、畜産振興のために活用された。

・江部乙育成馬組合

第一章 農業

昭和十年ごろより、本町内に多くの育成馬組合が結成され、軍用馬育成を主とし、馬匹の育成に活動したが、終戦と共に解消した。その後、昭和二十四年に種牡馬を育成することを目的として、江部乙町育成馬組合が結成された。

・江部乙副業組合

昭和六年設立、同組合は全村農家の製縄を督励し、縄打、縄再製販売の事業を行ったが、兩三年経済的理由によって、その活動は中止された。

しかし、当時組合が奨励実施していた製縄競技会、薬工品品評会等はその後においても青年団などで実施されるようになった。

副業的事業の推進団体として次の諸団体がそれぞれの事業遂行に活躍した。1、江部乙養鶏組合、2、江部乙養豚組合、3、江部乙畜牛組合。

また、特用作物栽培に関する奨励研究団体として次のような組合があり、いずれも熱心に活動していた。1、除虫菊栽培改良組合、2、百合根出荷組合、3、馬鈴薯耕作組合。

空知畜産組合

・空知畜産組合江部乙分区

大正末期から昭和二十年終戦に至る間は、空知畜産組合江部乙分区が置かれ、歴代村長が分区長として就任、勸業主任又は畜産係が書記を嘱託され、畜産特に馬匹の生産及びその改良発展に貢献し、種牡馬の育成、伝染病、その他病気診断の定期実施など、長期にわたって斯道の発展指導に従い実績を挙げたのである。

・空知畜産組合駐在所設置

昭和十二年、空知畜産組合は、農林省の指導に基づき、骨軟症、伝貧症防止等の事業を実施するため、技術員を江部乙に駐在させ、専らこの両症の防止に努め、相当の成績を挙げたが、機構の改変に伴って昭和二十三年これを閉鎖した。

駐在技術者 細川唯男 昭和十二〜二十三年三月。

2 牛

安政五年（一八五八）函館奉行が同港に入船する外国船に供給する

目的で渡島国軍川に牧場を開き、牛の繁殖をしたことがあったが、事業は不幸にして失敗に終わったとはいえ、これが本道における牛牧場のはじめといえよう。

明治六年東京青山試験場は、ダルハム種及びそのハイグレート牝牡二十一頭を七重開墾場へ移したが、これは本道に洋種牛の入った初めで、明治七年真駒内牧牛場ができ、この牛を移している。

その後、十一年に至る間に青山試験場や直接米国よりデボン種、その他洋種雑種を数次にわたって輸入、別に札幌農学校ではエアシヤ種をさらに二十二年にはホルスタイン及びガアンゼー種を入れた。

このようにして、明治四十年ごろから道内畜牛数の増加が進み、明治五年僅か二九五頭の畜牛も、四十年には各種合計一万六、〇〇〇頭に達している。

その後、明治四十二、三年ごろより牛価暴落の影響を受け再び減少、大正五年ごろより、漸次その数を増加する傾向を示したがなお供給は需要に伴うことができなかった。

大正十二年の関東大震災による物資の欠乏を補い、価格の上昇を防ぐため、政府は関税を撤廃したため、安い外国の乳製品が国内に入り乳業界に不況のきざしがみえてきた。そのため乳価は下落し、酪農は大打撃をこうむった。その後も景気は回復せず、昭和六年ごろはその頂点に達し、搾った牛乳の処置に困る酪農家もでてきた。

この不況を打開するためデンマークの協同組合主義を旗印に、大正十四年雪印乳業の前身である通称酪連という北海道製酪販売組合

が生まれた。

戦時、統制経済下におかれて、直接戦力につながる馬産に主力がそがれ、牛飼いは藁さえ入手困難、また飼料作付も自由でなくなり古い俵まで牛の飼料にするありさまで、その不足に悩まされたが、乳牛からカゼインという戦時必需品をとるための存在で、牛乳も自由でなかった。

終戦と食糧難の時代を迎え、食糧自給のためいろいろな施策が施され、新しく未開地の開墾が始まり、これら開拓地には乳牛を組み入れた酪農経営を奨励、北海道においても貸付牛の制度が設けられたり、サイロ建設資金、尿溜・堆肥場設置の助成など、積極的に酪農経営の確立に援助したのである。

昭和三十六年農業基本法が定められ、この法律に基づいて農業構造改善事業がはじめられ、近くでは砂川市一の沢地区に、一大酪農郷とする道営パイロットファーム事業が実施され、昭和四十五年には、百八十ヘクタール余りの未墾地が草地に改良、経営近代化施設も完備した姿をみる事ができる。

乳牛飼育のはじめ 滝川で乳牛飼育の最初の人は、滝の川東三丁目三輪精一で、アメリカから輸入したホルスタイン種を入れたのが始まりで、明治三十七年のことである。

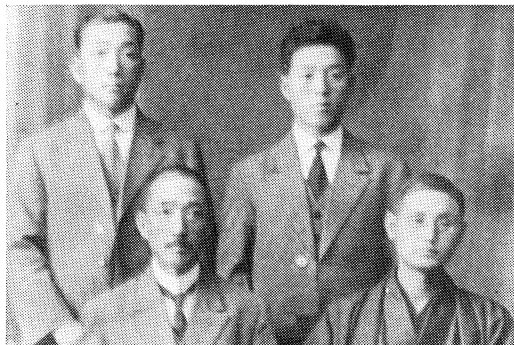
翌年、三輪の仔牛を譲り受けた山田哲は酪農に志し、しだいに牛をふやし、大正六年、山田哲・今井照・照井清らが相談し酪農社を設立したが、空知土功組合が設立され滝川も近く水田化するので酪農経営の行詰りを覚え、大正七年砂川町字空知太で一九ヘクタール

の町有地譲渡を受けてここに移転し、牧場経営、酪農振興を図った。

一方、溝口庄三郎・富樫鉄之助・原田亥久馬・染谷喜久吉、徳光鶴之助らは、滝川に止まって、昭和七年滝川酪農組合を組織し、乳牛の飼育に努めていた。

当時は牛乳に対する一般の認識が低く、その需要も乏しかったので、牛乳処理に当惑し競って廉売（二八〇〇二銭）をしたため経済的には行き詰まった。

そこで力を合わせて照井清方でバター製造をはじめたが、大正十一年土功組合の地域拡張計画によりこの地の酪農経営不可能ということになり、故人道議深沢吉平のあっせん、昭和五年五月、滝川酪農組合を離脱し勇払郡安平村遠浅へ、山田哲・山田威・富樫鉄之



照井 今井 照

山田 哲 和 貞 男 小華

助・小華和貞男・照井清・溝口繁貞・溝口嘉市・染谷幸彦・石倉邦雄・稲垣春男・竹田与吉・玉置信夫・平沢四郎・樫村実・杉村清・杉村晴・田中サメ・佐藤閨次・一坂一生の一九人が移住、樽前山麓の火山灰地帯で櫛と萩に蔽われた不毛の地であったが、ここに一、二〇〇ヘクタールの土地の払い下げを受

け、乳牛一五〇頭をつれて、最初の鋤をおろした。

江部乙町の酪農歴は、明治四十二年専業者一名によって飼育された。昭和四年に集乳所の設置をみ、その後も行政的に乳牛導入を計ったため、昭和十二年には一時一二頭となったが、戦時中に諸条件の悪化によって約半数になり、戦後道有貸付牛制度によって一五〇頭近くにまでなったが、その後乳価の不安定等によって米作に変わるもの多く現在では百頭余に減少している。

しかし、昭和四十八年から実施された丸加山地区の農地造成事業によって約五百ヘクタールの酪農草地の造成が始まり、昭和五十二年完成されるため、乳牛・肉牛各一、二〇〇頭の増殖計画が樹てられ、無畜農家の解消によって、地力増進に大きな力を発揮するものと期待されている。

※滝川酪農組合は残った人々で続けられ、昭和七年ごろまで古館梅太郎を組合長としていたが、古館死亡後は自然に解散した。

・滝川産乳組合遠浅酪農村建設に際し深沢吉平の贈った一文

曠野とるおいなき地とは楽しみ砂漠はよろこびてサフランの如くにはなさん 盛んに咲きよるこぼん

北欧の一小弱国、デンマークが地球上にねむる。国土の面積はわが北海道の半分に当り、九州に等しい。至って狭少な国である。人口三百二十万を有し、国富年と共に進みつつある純農業国である。

農民文明の理想を国土の上に実現して、世界列強をしてこれを学ばしめつつある。国民の高風は実に見上げたものである。ユーランドの砂漠に等しき荒野は今では化して稔りの沃野となせしデンマーク農民の偉大な力又信・望愛の事業への表頭である。彼の鉄腕にプラオと牧草畑に牝牛の乳房握る時、天に栄光、地に平和願わるのである。

天の与えし火山灰地、感謝して耕すべきである。平和の使である牝牛と共に耕作すべきである。火山灰地と言うも人其の道を以てし、而して其の道を以て進みしならば火山灰地は歎び、汝の求むるままに富も黄金も産み出すのである。山田・富樫両兄及び余の敬愛する諸兄姉よ、地上の理想国デンマーク、ユーランド半島のそれに比し安平村遠浅といわず、胆振国は概して気候に於て土壤に於て彼に勝ることその比にあらず、一致協力本道拓殖の一新紀元を画するため、火山灰地に理想の農村を建設し、諸兄姉が世に生れ出でし使命を遺憾なく果たし、真個本道開拓の使徒としての美果を示せ、これ余が諸士の事業に対する火山灰地を相せし責任者として、此の辞を以て驢となし敢て誌す。

昭和五年十一月 道会議員 深沢吉平

・誇り高き酪農後継者たち―昭54・6・25北海道新聞夕刊より―
早来町遠浅にある山田牧場は、面積一〇六ヘクタール、搾乳牛八〇頭を含む約一六〇頭の乳牛を擁する道内屈指の大牧場だ。一英さんの父親は昭和五年に滝川から移転、入植して以来一貫してホルスタインの改良、増殖に力を注ぎ、日本で初めての体格得点九〇点牛をはじめ全国共進会で上位を占める牛を多数出すなど輝かしい歴史を誇っている。

・牧場の別名「オークランド」を冠した牛が全国に広がっていった動きとはちよつと対照的に山田牧場には全国から若い酪農後継者が集まって汗まみれになって実習をしている。

・チーズのふるさと―早来町、昭54・7・2北海道新聞道央特集より―

遠浅での酪農は、昭和五年、滝川の開拓農家三十三戸の移住に始まった。富樫鉄之助を中心とする人たちは、明治・大正のころに滝川・新十津川に入殖して細々と乳牛を飼っていたが、付近が一带稲作地帯に塗り替えられて酪農を続けることが難しくなり、集団移住の道を選ぶことになった。

移住先を選ぶため有志が昭和四年から五年にかけて道内各地を回って歩いたが、たまたま立ち寄った安平村(現・早来町)で山田忠次郎村長に「本当の酪農をやるならオレの村に来い。土地の面倒は見えてやる」と口説かれ、決意を固めた。

山田村長は大正五年から八年まで滝川警察署に勤務し、この人たちの酪農にかける情勢の深さを知っていた。そのころ安平村の遠浅地区はそれまで盛んだった林業が衰退の道をたどり始め、新たな農業の導入が必要となっていた。村

当局が用意した土地は一二〇〇ヘクタール、一戸当たりにして三六ヘクタールであった。

「人事をもつてしてもいかにとも開拓の術(すべ)なし」といわれた火山灰地・勇払原野での開墾は困難を極めたが牛乳生産は細々と始まった。だが、牛乳を買い取ってくれる工場がないため、当初は原料乳を分離してクリームを森永煉乳の奈井江工場に貨車輸送せざるを得なかった。これではクリームの傷みも早いので、森永は遠浅に煉乳工場建設を計画するが、これを知った早来地区住民がいち早く誘致運動を繰り広げ昭和八年早来側に軍配が上がった。

こうしたいきさつから農民は酪連とのつながりを求め、これにこたえて酪連が遠浅に造ったのがこのチーズ工場であった。

・滝川市の肉用牛

滝川市の肉用牛は、昭和四十八年現在で四〇六頭を六九戸の水田農家が飼育している。従前は土地条件に恵まれているために水稲単作農家が多く、一部農家が既設の畜舎を利用して肉用牛の飼育にとどまっていたのであるが、肉資源の不足と需給増に伴い水稲に肉用牛を加えた複合経営による所得の増加と堆厩肥の利用により地力の維持増進を図るため、昭和四十二年より肉牛貸付制度を定め黒毛和種の貸付を始めた。

以来道貸付を含め延べ一八一頭の貸付牛を実施しその成果は近年道内共進会上位に入賞するものも多く、さらに肉質も市場において好評を得るなど、全般的に資源は向上している。

昭和四十五年合併前の江部乙町において丸加山山麓を乳牛及び肉用牛の振興を図るため、農地造成事業を計画し市町合併後も事業を引継ぎ、昭和四十七年採草放牧地の造成事業に着手すると共に、肉用牛の導入増殖を含めて振興計画を樹立し、道の肉用牛生産振興地域の指定を受けた。

昭和四十八年、さらにこの計画を第二次農業構造改善事業にあわせ稲作の機械化一貫体系と草地の共同利用を図り、良質な米と肉を生産する複合経営の団地を育成し、自立経営農業の増加を増進するための計画を策定し、これを推進している。(農改普三十五年より)

肉用牛生産計画(黒毛和種)

昭和〇年	五二年	五四年	五五年
五九二	八一二	九九〇	一、〇〇〇

(昭和55年より計画出荷を行う)

飼育奨励

① 繁殖用肉牛貸付状況(滝川市)

② 北海道農業開発公社繁殖用肉牛貸付状況

年度	区分		年度頭 初年度 付頭数	年度頭 新規貸 付頭数	年度頭 仔返し 分貸付	年度頭 払い下 事	年度頭 故現在 数	年度頭 新規貸 払い下 事	年度頭 故現在 数
	区	分							
昭42	一八	三	四	一	二〇				
47	三七	九	三	三	四三				
48	五二	一五	九	二	六二				
49	六二	六	二		六八				
50	六二	六	一四		六八				
51	六八	〇	二九		六八				

③ 肥育用肉牛貸付状況(農協委託事業)

年度	区分	貸付		販売	
		頭数	金額	頭数	金額
昭47	滝川農協 江部乙	三六	二、八三、〇〇円	三	二、四八、五〇円
		元	二、二五、七〇	四	四〇、五〇

	50	49	48
	江部乙 滝川	江部乙 滝川	江部乙 滝川農協
	一 四	三 元	七 元
	五、四〇〇、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇	四、三九〇、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇	四、五七五、〇〇〇 二、〇六〇、〇〇〇
	一 四	二 四	三 元
	一、六〇〇、〇〇〇 五、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇 五、八四七、〇〇〇	三、二四三、五〇〇 四、六〇一、〇〇〇



放牧中の乳牛

㊦ 肉用牛生産団地育成事業

二カ年継続事業で着手、初年度工事に対し助成、事業主体は滝川市農業協同組合、設置場所は江部乙町東十三丁目江部乙高校跡地

区 分	全 体		五十一年度工事		五十二年残工事	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
肥育牛舎	一棟 一、二七二㎡	六、六九五、〇〇〇円	一棟 六、六九五、〇〇〇㎡	三、四三、五五、〇〇〇	一棟 六、六七〇㎡	三、三三〇、〇〇〇

飼料庫	二棟 六六六㎡	三、二四四、〇〇〇		二棟 六六六㎡	一、三六四、〇〇〇
管理人舎	一棟 六三三㎡	四、七〇〇、〇〇〇	一棟 六三三㎡	四、七〇〇、〇〇〇	
電気導入	六〇〇m	二九、九〇七		六〇〇m	二九、九〇七
雑用水	一七m	二、七七〇、〇〇〇		一七m	二、七七七、〇〇〇
管理用機械	ホイルロ 一ダ他 四台	七、〇七〇、〇〇〇		オイルロ 一ダ他 四台	七、〇七〇、〇〇〇
草地造成	三ha	八九〇、〇〇〇		三ha	八九〇、〇〇〇
都合計		一六、五〇一、〇〇七			一六、五〇一、〇〇七
都補助金		三、四九三、〇〇〇			三、四九三、〇〇〇

㊧ 乳用牛能力検定事業

目的 乳牛の資質改良と経営改善を図るため乳牛能力検定をする

名称 滝川市乳牛検定組合(昭49・5・20発足)

組合員及び飼育牛数 昭50 六戸四三頭 昭51 七戸七三頭

昭52 六戸六六頭 昭53 五戸六一頭

事業 搾乳牛(マスター登録牛)の牛乳脂肪検査を毎月一回検定し、

牛の飼育管理を指導、資質向上と脂肪率の高い良質牛乳を

生産する。(組合長薦田一之助)

衛生検診 昭和二十九年、牛の繁殖障害・空胎防除検診を三

回実施、昭和二十四年度以降現在まで結核検診実施、また流行性感

冒予防、栄養障害防除、プロスペイト病検査を挿入して行う。

昭和三十年以降現在まで空胎防除及びブルセラ病検査を実施し

てきた。

市営牧場 丸加山麓周辺未墾地を開発し、共同採草、放牧

地として効果的利用により畜産所得の増強を図るため、国営パイロ

ット事業として昭和四十五年度調査、昭和四十六年度実施計画、昭和四十七〜四十九年度の三カ年事業実施計画に基づきその達成に努める。

① 草地造成

区分	草地造成面積			計	ha当たり単価	造成費額
	採草地	放牧地	兼用草地			
昭48	五五ha	一六六ha	二九二ha	五・三ha	五、二二円	二、七六〇、〇〇〇円
49	三六〇	二一九	〇	四九	三、六五	三、二五〇、〇〇〇
50	三三三	三〇五	〇	三〇・二	五、六六	七〇〇、〇〇〇
51	二七九	一五九	三〇〇	一五・八	七、二〇	三、七五〇、〇〇〇

② 採草状況

昭和四十九年度は、前年度の播種地であるため掃除刈り程度にとどめ、一般利用には至らなかった。

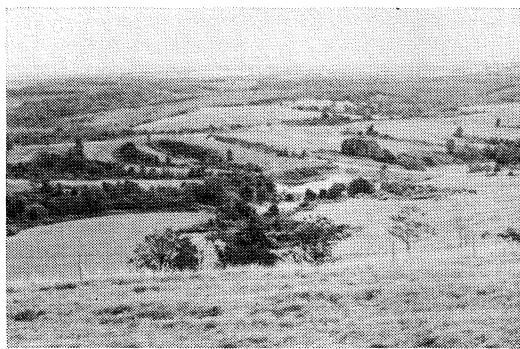
年度	期	間	利用延面積	収量	配分	一戸当配分
昭50	一番草	7月1日	二五・六ha	八五・〇kg	三三三	二、五七八kg
	二番草	9月10日	二五・六ha	(四、二五四捆)	三三三	
51	一番草	6月26日	二五・〇ha	八六、九〇kg	三〇〇	二、八九六
	二番草	9月6日	二五・〇ha	(四、三四五捆)	三〇〇	

③ 放牧状況

区分	放牧期間(総日数)	計			総計	一日平均
		乳牛	肉牛	馬		
昭49	49・6	三〇九頭	一、九六頭	三五四頭	三、四〇頭	一〇四頭
50	50・11	三〇〇	三、〇五	八六	三、六七	一六
51	51・20	三、二四	一、二九	四、六四	三、七	二六

○牧野の概要

第一章 農業



市の農業概要と牧野の設置目的
 当市は道央空知の中央に位置し、農業経営の主体は稲作であり、次いで果樹、玉葱が主要作物となっている。

畜産は以前から稲作経営の副業部門として黒毛和種が少頭数飼育されていたが、地力の維持増進と農業所得の向上を図るため、昭和三十七年に市の家畜貸付制度を設け、黒毛和種の繁殖基礎雌牛の貸付を行い、また、昭和四十七年に肉用牛生産振興地域指定を受け岡山県、鳥根県、鳥取県などより優良繁殖素牛九五頭の導入実施により急速な黒毛和種の頭増を示した。

肉牛飼養農家のほとんどが、稲作と複合経営であるため、経営用地内に飼料基盤を持たず、また稲作と労力競合を解消するため、昭和四十七年より市が公共牧野を設置し、夏季間の預託放牧と、採草地及び採草用機械の貸与により、牧草の収穫を実施し、畜産農家の所得向上に努めている。

※市における家畜飼養戸数及び頭羽数(昭53・2・1現在)

戸数	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	馬
七四二	七一	一〇	一六	六八	二三
頭数	七四二	一四六	一、〇七八	九、三三五	二六

牧野の規模(昭53・5・31現在)

完成時	草地		道路		雑用水		隔障物	
	ha	m	m	m	m	m	m	m
現況	三〇	七、四七五	七、六五〇	四〇、四四〇	一七、五	四、四	一〇〇	三〇
放牧地	一〇	採草地	一〇〇	計	一七、五	四、四	三〇	

馬120円

昭52	肉用牛	乳用牛	馬	計
三三、三七〇(二〇五七、三五〇(四八)	五〇〇(三三九、二二〇(二五六)			

○畜産経営に明るい展望

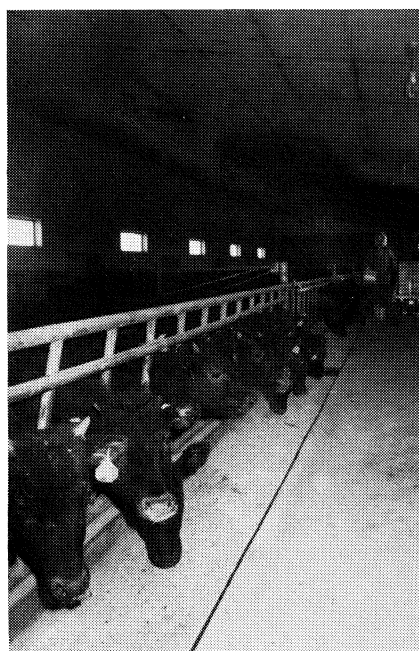
市では、農家の複合的営農体制を確立させ、経営の安定をはかるうと、農業関係機関と密接な連携をとり、施策を進めているが、その一つに、農家の副業として肉牛に力を入れており、年々肉牛飼育農家が増えている。

四十八年度に国の肉牛生産振興地域の指定を受け発足した当時、約二百頭に丸加山山ろく一帯の草地造成による粗飼料の確保、四十九年からは市営牧場の放牧も始まり、現在七五〇頭になっている。

肥育センターは、江部乙十三丁目を東に約二キロメートル入った場所であり事業主体は、滝川農協があたり、管理運営は滝川肉牛生産組合が、協力しており、この規模には一二五頭収容のできる牛舎が二棟あり、中空知一の規模になっている。

肥育牛の生産は順調に行われており、第一回目は昨年五月に出荷され、以後現在まで約八十頭が出荷され、また消流販路については大手商社と契約され安定しており計画的に出荷され、流通の円滑化

草地の内訳



肥育センター内の肉牛飼育

がはかられている。

一方、農業を営む有志八戸で設立した、農業法人ユニオンファーム(代表 岩村憲明)でも五十三年の事業として、肉牛肥育施設を、昨年十二月に完成、約三百頭が肥育されることになっている。

市の今後の構想としては、昭和六十年を目標に約二千六百頭の肉牛の増殖を進める計画を予定、また、出荷する肥育牛についても「滝川牛」としての銘柄牛となるよう、生産に力を注ぎ、消流対策に万全を期していくこととし、軌道に乗りつつあることは、畜産経営にも一段と明るい展望が開けたことで、喜ばしいことである。

関係団体

滝川酪農社(乳牛飼育のはじめに記述)

滝川酪農組合集乳所

照井清らが遠浅に移動した後、昭和六年滝川酪農組合の集乳所として組合長古館梅太郎ほか二、三の者で、牛乳販売を続けていたが、昭和十年六月北海道製酪組合連合会に譲渡

した。

北海道製酪組合連合会滝川集乳所 昭和十年六月、酪農会長黒沢西蔵らが滝川酪農組合と折衝し、集乳所を買収して市乳販売を行ったが、当時は四五〇〇本くらいの製造で、これを滝川・砂川・上砂川・赤平・芦別に販売し、名称を酪連空知中央ミルクプラントと改称した。このころ滝川の乳牛は六〇〇七〇頭もいたが、戦争がし烈になるにつれてしだいに減じ、終戦当時には二〇頭くらいになっていった。

有限会社北海道興農公社滝川分工場 昭和十六年四月一日、国内戦時体制確立のため、各乳業会社を統制し北海道酪連も発展的解消をして、新しく北海道興農公社が設立(社長黒沢西蔵)され、滝川ミルクプラントもこれに引き継がれ、この年六月工場を増改築して八二坪に拡張し、また西裡に屠場を建設した。

照井牛乳搾取販売所(材木通り北三丁目) 明治四十二、三年ごろ、照井謙治は滝川で肉店の傍ら牛乳搾取販売業を始めたが、一般の認識が低く売捌きはあまり広くなかった。大正二年九月十四日謙治の死後、照井清はその業を継ぎ、酪農専門で立とうと決し、肉業を廃し、大正六年山田哲・小華和貞男らと共同して砂川町空知太に滝川酪農社を創設し、牛乳販売並びにバターの製造を始め、しだいに販路を広めますます発展をみた。

しかし北海土功組合灌漑溝の工事進み、南空知太地域も水田化することになり、酪農社の前途にその暗影を投ずるようになった。

そこで、昭和五年五月酪農社の全員は勇払郡安平村遠浅に新天地

を求めて移り、照井も滝川を引き揚げた。

滝川酪農協同組合 終戦後、国民は極端な食糧事情と虚脱状態に低迷し、どん底生活を歩み続けている中で、興農公社の中枢事業である酪農関係者は、新しく酪農協同株式会社の設定をはかり、昭和二十二年一月七日北海道酪農協同株式会社と改称した。

滝川でも昭和二十三年五月新しく滝川酪農協同組合を冷水菓業者及び酪農家の合同出資によって設立し、市乳の販売、冷水菓製造販売を行うこととし、六月から本格的に氷菓製造を開始した。

昭和二十七年十月、さきに建設された芦別町黄金部落の集乳所(昭和十九年十一月開設、十二坪)を芦別酪農組合に貸与し、市乳の処理販売を移譲し芦別ミルクプラントの新築事業を始めたので、滝川ミルクプラントの集乳区域は、滝川・赤平・新十津川・江部乙となり日産七石が処理されるようになった。

昭和二十七年には、乳牛一〇五頭に増加し、集乳量は毎日八石までになった。翌二十八年十月、田端建設により工場一一五坪が新築され落成式を行った。

※一石は約百八十リットル。

雪印乳業株式会社滝川工場 昭和二十九年十二月、滝川地区酪農協同組合と、雪印乳業株式会社滝川工場の事業合同が唱えられ、滝川町長神部俊郎・滝川農協江川虎松のあっせんによって進められ、ここに市乳事業の一本化と酪農家の一体化が実現、昭和三十年七月、滝川自衛隊一、八〇〇名が駐屯するようになり、市乳販売も激増し、最高一万二、〇〇〇本となり、ますます増加の傾向にある。

乳牛経済検定組合(江部乙) 昭和三十二年度、九戸をもって乳牛

経済検定組合を結成、次年度は一五戸が加入する。

滝川市乳牛経済検定組合 昭和三十三年十月一日、改良普及所の指導の下に、酪農経営経済の効果を高め、乳牛飼育者の親睦を図ることを目的として創立したもので、泌乳曲線の作製、飼料の共同購入、尿撒布機の共同利用、先進酪農地の視察、講習会、講話会、各種の共励会を行っている。

滝川市酪農振興会 会員は市内で牛を飼育する全農家六〇戸（一五頭）で発足、酪農研究懇談会、関係機関との連絡、酪農振興対策の樹立、酪農施設の共同利用、飼料資材の共同購入を事業計画とし進められた。

江部乙畜牛組合 本組合は乳牛飼育者相互の利益を図るため、昭和三年に創立され集乳所の建設並びに集乳事業の運営などを行って

いる。
昭和五、六年ごろ一時乳量不足のため事業中止の時代も生じたが、昭和七年再会し、昭和十四年四月に至って、これを産業組合に移管した。

その後、組合は飼料の購入増殖事業等を行い、畜牛飼育者のために努力を払ってきたが、昭和十九年末農業会に吸収されて解散した。

江部乙酪農振興会 昭和十九年に設立され、その後引続き酪農事業の振興に活躍し、貸付牛飼養管理組合と共に現在に至っている。

江部乙貸付牛飼養管理組合 道の貸付牛を受けた者の飼育管理に関する技術の指導及び相互の利便を図るために、昭和二十六年に創

立されたものである。

滝川市乳牛検定組合 乳牛の資質改良と経営の改善を図るため、乳用牛の検定事業を実施、昭和四十九年度より北海道乳牛検定協会の統括下に、北海道全域に設置され、同協会を通じ事業実績により道の交付金が交付されることになっている。

滝川市肉牛肥育センター 肉用牛経営の規模拡大を志向する農業者を主体とし、地域的な一貫性体系の確立を計画的に促進することにより、生産性の高い肉用牛経営群を育成するとともに、高効率な肉用牛生産の団地化を図り、牛肉の安定供給に資するため、昭和五十一年十月一日に設立した。

3 豚

本道には古来、豚の存在は認められないが、**八休明光記**によれば、寛政十一年、初めて江戸より豚を東蝦夷地に送ったとある。

明治初年以來函館港は、外人の往来多くこのため養豚をしたものがあつたので四年ごろには相当な数であつたという。

明治四年四月、開拓使は函館在留ポルトガル人ガルトネルの飼う豚牝牡四頭を購入して、札幌村に移したのが始まりで、同六年七重勧業試験場においては、ガルトネルより受け取った牡一頭、牝九頭を飼育し、四月東京青山試験場より、アメリカ産「サフォーク」種牡一頭、牝二頭「パークシャ」種牡牝各一頭を移し、飼養繁殖を図っている。

年度	区分	貸付		回収	
		頭数	金額	頭数	金額
49	滝川	1,044	13,545,000	1,043	13,336,000
	江部乙	1,131	11,870,100	854	8,757,100
48	滝川	1,044	13,545,000	1,043	13,336,000
	江部乙	1,131	11,870,100	854	8,757,100
昭47	滝川農協	764	8,757,300	844	9,190,000
	江部乙	1,370	11,870,300	949	7,641,200

興を図るため、肉豚貸付を実施した。

① 肥育用肉豚

貸付状況 低位経済農家を中心に、経済の安定向上と畜産振興を図るため、肉豚貸付を実施した。

同十四年札幌農学校で、「チェスターホワイト」種牝二頭、牡一頭をアメリカから輸入したが、成績はよくなかったようである。

同十九年真駒内牧牛場を種畜場と改称し、種豚の繁殖を図り、さらに二十年には札幌育種場に飼養する「パークシャ」種、「チェスターホワイト」雑種、「サフォーク」種などを真駒内種畜場に移し種豚供給の中心とした。

同八年、東京よりアメリカ種豚牝牡三〇頭、七重より同牝牡四頭を札幌村に移し、飼養繁殖を試験したが、畜舎がせまく、生育充分でなく、同九年九月札幌育種場内に札幌養豚場を設け、面積三、二〇七坪をこれに当て、先に札幌村で養っていたものを全部ここに移し、研究の上ハム製作室を設けている。

同十年開拓使は、家猪貸与規則を設け、札幌養豚所の豚を民間に貸与して繁殖を図っている。

年度	頭数
昭28	29
29	33
30	34
31	35
32	36
33	37
34	38
35	39
36	40
37	41
38	42
39	43

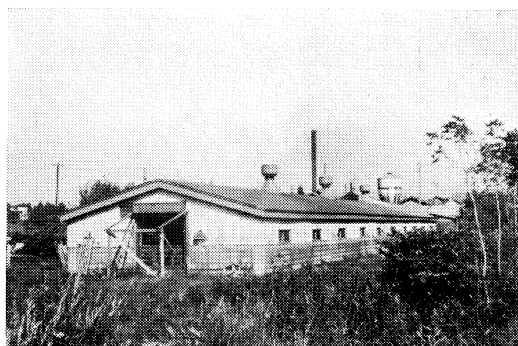
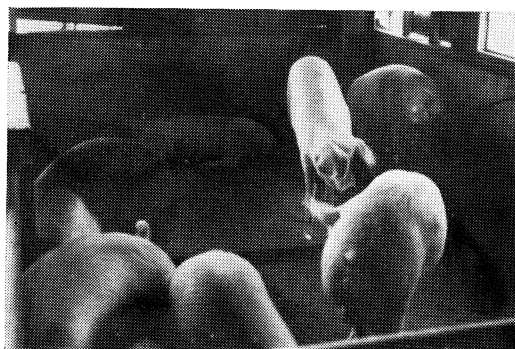
豚コレラ予防実施頭数

衛生検診

年度	滝川	江部乙	滝川	江部乙	滝川	江部乙
昭47	30	30	30	30	30	30
48	19	20	19	20	19	20
49	3	3	3	3	3	3
50	9	9	9	9	9	9
51	9	9	9	9	9	9

② () 農協委託事業
優良牝豚導入

年度	滝川農協	江部乙
50	35	35
51	24	24



豚舎

関係団体

江部乙町養豚組合 昭和十六年組合員二二名をもって、養豚組合を創立し、一時は活発に活動をなしたが、これも昭和十九年に至り、農業会に吸収されて解散した。後に昭和二十六年江部乙町養豚組合を再建し、副業養豚としての効果を達成せしめるため、活動が続けられ今日に至っている。

なお、この他滝川には、滝川市養豚組合がある。

4 めん羊

綿羊飼育のはじめ

本道に綿羊が来たのは、安政四年（一八五七）江戸より一〇頭を函館に移し、アメリカ人ライスに飼養法を聞き、



ら、我が国でも羊毛の国内生産が急務であると認識されてきたのであった。

これを飼養したのが始まりであるという。

牧羊が生産的に飼養されたのは、開拓使時代黒田長官が欧米視察の結果ケプロンその他の建議によって、当時羊毛製品の消費が年々増加している現況か

明治八年に下総に牧羊場が設立され、北海道においても真駒内に種畜場が設置され、そこで飼育された。

その後、明治三十九年六月、農商務省告示をもって月寒種畜牧場を設置し、牧場を札幌郡豊平村及び空知郡滝川村に指定した。

大正五年四月一日月寒種畜場が畜産試験場北海道支場と改称されその付属用地として大正七年四月農商務省種羊場官制発布とともに、農商務省滝川種羊場が創設された。

その後、昭和六年七月には、農林省月寒種羊場滝川分場となり、昭和七年二月五日、北海道庁立滝川種羊場となったのである。

なお江部乙における農家の副業とした緬羊は、大正二年初めて五頭が移入され、その後は特定の人の趣味として飼育されていた。

滝川町幌倉に種羊場が設置され、昭和八年から同種羊場所有綿羊

が払い下げられることになり、漸次その数を増し、戦時中、繊維品の欠乏などによって、繊維自給確保を目的として、急激な増加を示してきた。

江部乙緬羊飼育の推移

年次	区分	頭数	飼育戸数
15	10	5	2
一七	九	五	頭
一二	二	二	戸
10	9	8	5
天	翌	二	三
元	七	〇	一
24	20	17	12
九〇	四〇	一九	七
八三	三三	一四	三
		27	25
		一七	三
		二六	〇
		一〇	八
		九	五

道立滝川畜産試験場 滝川種羊場設置 大正七年四月、農商務省

滝川種羊場創設以前については、その概要は前述のとおりであるが、庁立移管当時飼育していた主なものは主として牛で、「シンメントール」種を輸入した後「ホルスタイン」「エアシャー」種を入れ、播磨、丹波地方から肉牛として和牛を入れて飼育した。

・道立滝川種羊場

昭和六年七月、農林省月寒種羊場滝川分場となったが、本道緬羊の改良・増産・奨励のため北海道庁の経営が、最も緊急であると認められ、たびたび農林省と折衝の結果、土地建物のいっさいを臨時費から一〇万円、経常費から二万円支出、計一二万円で譲渡を受け、昭和七年二月五日北海道庁立滝川種羊場として独立した。

当時緬羊は牝五〇〇頭、牡二〇頭で、これを基礎として生産した仔羊牝牡各二〇〇頭を、全道農家に払いさげる計画であった。このようにして拓殖完成期まで三〇万頭の増殖を目指したので、道庁の

綿羊方策は著しく好転していったものといえる。

昭和十年から滝川種羊場を拡張し、この年から毎年オーストラリアから五〇〇頭から七〇〇頭の綿羊を輸入し、これを増殖して農家に分譲し、本道綿羊飼育の一大進展を図った。当時輸入した綿羊の価格は牡一頭七〇〇円〜、三〇〇円、牝一頭一四〇円ぐらいであった。

昭和十七年四月一日、機構改革によって北海道農業試験場滝川種羊場となり、昭和二十一年五月、農業試験場畜産部用地が、進駐軍接収に伴って繋養家畜のうち、小家畜・家禽を受け入れ、一般小家畜事業を増設した。

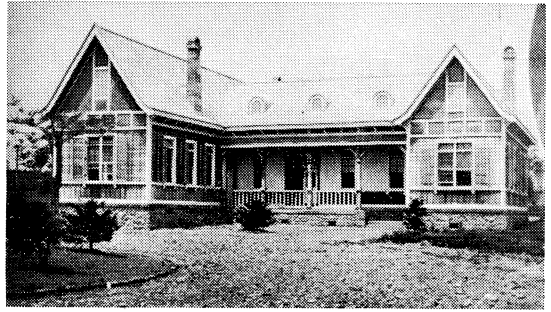
昭和二十四年九月には医薬試験研究用としてモルモットの育成事業を増設し、翌二十五年十月長野県から種雌山羊を購入し、本場の種雄山羊を基礎に種山羊の繁殖育成事業を増設した。

昭和二十五年十一月試験機関の整備統合によって、北海道農業試験場から分離して北海道立種羊場と改称された。また同年十二月畜産部から受け入れ中の小家畜家禽は、十勝国新得に新設された北海道立種畜場へ保管転換した。

昭和二十八年二月、輸出産業奨励事業として輸入ミンクの繋養増殖を始め、翌二十九年一月にはモルモットの飼育事業を廃し、三十一年三月本場整備拡充計画に基づいて種鶏事業を増設、翌三十二年孵卵業務を始め、同年七月育雛鶏舎一棟を建築して種鶏の改良事業を始めた。

・道立滝川種畜場

昭和三十三年四月一日北海道立滝川種畜場と名称を変更、豚舎一



旧滝川種畜場庁舎

棟を改増築して種豚飼育業務を始め、同年九月、本道の肉畜振興の目的でオーストラリアから肉用種緬羊サウスダウン雄二頭、雌八頭を輸入した。

大正十一年九月十日デンマークの建築様式をとり入れた珍しい木造建築であった本庁舎が、昭和三十三年三月二十七日焼失したの
舎は昭和三十三年十二月二十五日
は、まことに惜しい極みで、現庁
新築落成し、赤レンガ造り中二階建

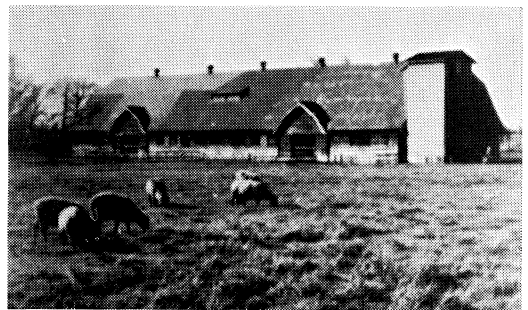
て一三〇坪である。

・道立滝川畜産試験場

その後、従来の種畜改良事業の反省と、新しい段階を迎えた畜産に対応するため、昭和三十七年道立滝川畜産試験場として発足、これと同時に道立新得畜産試験場から種鶏部門を、昭和三十八年には種豚部門を全面的に移転受入れ、本道における主として中小家畜の育種、飼養管理並びに家畜衛生、畜産経営、草地、飼料作物の試験研究の遂行を行っている。

・主な業務

(イ) 経営科Ⅱ中小家畜の複合経営、大規模畜産経営のあり方について調査研究、試験研究の連絡調整、資料の収集、整理、保管並び



羊舎（8棟のキング式）

に研究成果の刊行を行う。

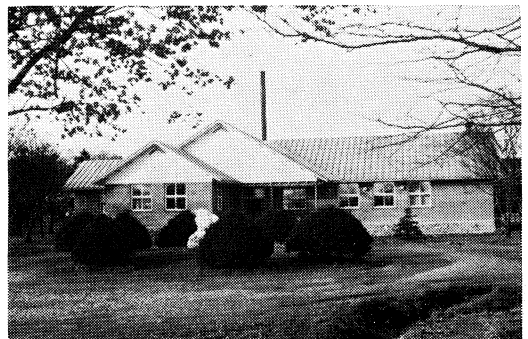
(ロ) 衛生科Ⅱ畜舎内部環境と多発疾病との関係及び環境改善法の研究、牧野で多発する疾病の予防治療法の研究を行っている。

(ハ) 草地飼料作物科Ⅱ牧草、飼料作物の適応性、栽培法及び牛とめん羊を組み合わせた放牧地の効率的利用方式について試験を行う。

(ニ) 飼養科Ⅱ豚の飼養環境と生産性、新飼料の開発及び肉質改善の研究、糞尿処理対策について検討を進めている。

(ホ) めん羊科Ⅱ生産性の高い優良系統の選抜、ラム（高級子羊肉）の生産技術に関する試験を行っている。

(ヘ) 養豚科Ⅱ豚の育種に関する各種試験研究、遺伝的能力の改良、繁殖技術の改善、豚産肉能力検定、繁殖能力検定などによる種豚の改良、各品種の特性調査、さらに道内養豚指導地区を主たる対



道立滝川種畜場庁舎

象に優種良豚の配付を行っている。

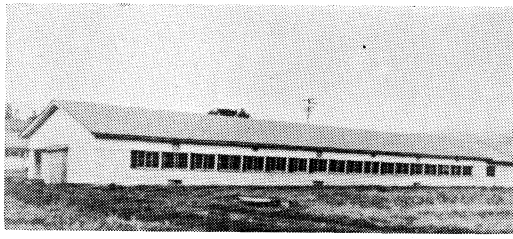
(b) 家禽科

耐寒、耐病性の高い優良鶏の作出と寒地適応の鶏舎構造、飼養法の改善研究、また、道内種鶏場の採卵鶏についての経済能力検定を実施している。

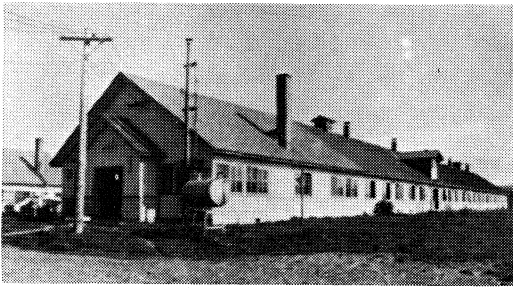
(c) 管理科 Ⅱ場内の飼糧生産及び草地の維持管理の業務担当、飼料生産に関する機械化作業体系や排水工法等に関する実践試験と取り組んでいる。

・用地及び利用区分

飼料畑五〇ヘクタール、採草地二〇三ヘクタール、放牧地六六ヘクタール、保安林一一九ヘクタール、混放林その他四〇五・五ヘクタール、建物敷地四七ヘクタール 計八九〇・五ヘクタール



種鶏舎



種豚舎

けい養家畜 (昭五四・三現在)

種類	めん羊	豚	鶏	牧羊犬	我鳥
雄	三六二	二二二	三五三		
雌	七九九	三二二	二、九〇五	九	二
計	一、一六一	五三三	三、二六二	一一	二

・「サフォーク種」

滝川畜試で一九六七年オーストラリア及び一九六九年カナダから本種を合計一六〇頭導入し、一〇年を経過した今日、輸入羊はようやく生涯を閉じようとしている。その他「コリデール」「チェビオット」「サウスダウン」の飼育がなされ、産肉性及び繁殖性の研究が行われている。

・加工と利用

生産された羊毛を有効に、しかも合理的に処理して、実用品又は商品としての価値を高め、自家加工の技術と利用、毛糸及び手織ホームパンの普及奨励に当たってきたが、衣料品の生産増加、さらに毛肉兼用の「コリデール種」と肉の利用など、毛を取る羊から食べる羊と変わってきたので、ラム(高級子羊肉)の生産も重要となった。

しかし、さらに罐詰加工・瓶詰・塩蔵・燻製肉による貯蔵の普及、羊脂の利用、防寒資材としての活用など大切なことを忘れてはならない。

農山漁家生活近代センター 農漁家の人々が、実際にその設備内

容にふれて自らその使い方を学び、生活の近代化、能率化に必要な技術をつけながら、新しい農山漁家生活のあり方を具体的に体



農山漁家生活近代センター

得するための実習を行い、かつ生活近代化促進のための展示資料等を参照し、農漁家の人々が、より水準の高い生活を営むための勉強の場としてつくられたものである。

歴代の場長

農商務省所管時代

初代 釘本昌二 (月寒種畜牧場長兼任) 大正七・四・一

二代 長崎 涉 大正九・二・六

三代 松岡忠一 大正三・三・四

四代 竹末要人 大正三・三・二五

五代 齊藤信介(心得) 昭和六・六・六

六代 齊藤信介 (月寒種羊場滝川分場長) 昭六・七・一

北海道庁所管以降

初代 山田喜平 (北海道庁種羊場長) 昭和七・二・五

二代 宮川直衛 昭和二・四・三

三代 二瓶直治 昭和二・二・四

四代 吉田 稔 昭和二・四・二六 (北海道農業試験場滝川種羊場昭一七・四)

五代 吉田 稔 昭和二・四・二六 (事務取扱)

六代 吉田 稔 昭和二・四・二六 (事務取扱)

七代 森田 修 昭和二・四・二六 (北海道立種羊場昭二五・一一)

八代 山本盛雄 昭和二・四・二六 (北海道立滝川種畜場昭三三・四)

九代 高橋敏郎 昭和二・四・二六 (北海道立滝川畜産試験場昭三七・四)

九代 三股正年 昭和元・三・一

九代 三股正年 昭和元・三・一

九代 三股正年 昭和元・三・一

九代 三股正年 昭和元・三・一

二代 難波直樹 昭和元・三・一
 三代 平沢一志 昭和元・三・一
 二代 高倉正臣 昭和元・三・一

滝川種羊場の設置に伴う公有財産の寄附

公有財産寄附ニ関スル件

今般公益上必要之事故相生シ候ニ付貴兵村公有財産地全部本村ニ寄附相成候様致度此段及照会候也

但本件ハ大至急ヲ要シ候ニ付折返シ御確答相成度申添候也

明治三十九年四月十二日

空知郡滝川村長 今井 勇吉

滝川村南兵村公有財産取扱委員会

会長 原 喜三 殿

決議書

明治三十九年五月二十五日公有財産取扱委員臨時会ニ於テ左ノ事項ヲ決議ス
 一回農商務省直轄種牛牧場設置地ニ確定ノ旨申来候ニ付左記三筆ノ土地ヲ
 滝川全村公益上必要ノ事ハ認定シタルヲ以テ滝川村ニ寄附スル事

一 空知郡滝川村字滝ノ川南兵村公有財産地旧第三一、三二、三三号以上三筆

右決議ス

明治三十九年五月二十五日

南滝川兵村公有財産取扱委員会

会長 原 喜三

會計 増田 政吉

事業員 尾崎恒三郎

委員 小華和貞男

委員 谷口 文吉

御園生三津三

中原矢太郎

林 利吉

原田亥一郎

近藤 留吉

佐藤 竹藏

資格証明願

空知郡南滝川兵村公有財産取扱委員会

委員長 原 喜三

野村 貞輔
齋田 重吉
三輪 精一

今般南滝川兵村公有財産地第三一、三二、三三号合地積二、八〇七、一四六

坪ニ合テ滝川村へ寄附之件明治三十九年五月二十八日付認可相成候ニ就テハ所有
権移転ノ登記手續上必要有之候間右資格御証明相成度此段願上候也

明治三十九年五月二十八日

南滝川兵村公有財産取扱委員会

会長 原 喜三

第七師団副官 大塚 嘉輝殿

第七師付 北内第二、四一七号 前書之通相違無之ニ付証明ス

明治三十九年五月二十八日

第七師団 副官 大塚 嘉輝 團

△北海道大学北方資料室蔵▽

綿羊飼育の衰退

終戦直後は自由経済となり、急速に綿羊が増殖されたが、需要もまた急増し、その価格も上昇の線をたどった。昭和十六年ごろ一頭一〇〇〇円の綿羊が二〇〇〇円、五〇〇〇円と値上がりし、終戦直後は一、〇〇〇円、二、〇〇〇円、五、〇〇〇円と値上がりした。昭和二十四、五年ごろには、ちょっとした仔羊が一万余ら二万、優秀な種牡羊は五万から六万、種牝羊は七、八万から最高二四万という値がついた。家畜品評会にも競ってこれら優秀な羊が出陳され、馬、牛、綿羊が共進会のスターであった。

この綿羊飼育熱も、我が国の経済復興による衣料品の生産増加と海外より輸入する安い羊毛が影響して、昭和二十七、八年ごろより下降線をたどり始めた。そして、毛を取る羊から肉を食べる羊へと

変わってきたのである。

綿山羊羊組合

昭和二十五年、町一円とする綿山羊組合を設立

し、組合長に中村正直を選任、種牡羊の導入、予備登録及び仔羊登録、種牡羊の配置などを行い、資畜の改良と飼養管理の指導を加え好成績を収めた。

江部乙綿羊組合

昭和九年に創立され、昭和十九年に農業会に吸

収解散するまで、最も貢献したものは、この組合で、常に綿羊の改良増殖に努力され講習会、講話会、座談会、品評会の開催、羊毛加工指導、共同種付所の開設、種牡綿羊の備付、種牝綿羊の購入及び販売あつせん、飼育用品の共同購入、斡旋をなし、岩橋浅次、畑原新松が組合長として活動した。

江部乙基礎綿羊改良育成研究会

昭和二十八年二月、基礎綿羊の

資的向上を改善するための目的で会長岩橋 登を中心として、専心努力していた。

ジンギスカン

「紡毛とジンギスカン」江部乙開拓営農指導員

鶴尾常雄談

最初は紡毛機を買って、毛糸つむぎをしたもので、金ブラシで洗った羊毛を引かくと毛が揃い、それを紡毛機でよりをかけながら合わせて糸にするのである。

綿羊の肉、ジンギスカン料理についても、それまでは綿羊肉を食べる人が殆んどなかったが、教えてから盛んに食べるようになった。

脂肪の強い所は溶かしてソーソクを作ったりする方法も教えた。灯油のない時、脂肉を火であぶるとききれいな油ができる。それを葉書を筒にし、その中に木綿糸を芯に入れ、溶けた油を筒に入れ冷やすと、良いソーソクが作れたものです。

・「われジンギスカン」 松尾羊肉株式会社社長

—昭五三・五・一二新聞「空知に生きる」より 松尾 政治

「朝の六時から夜の十二時まで、自分のしりをたたきつめ。他人様の何倍も働いたよ」—道内は勿論、全国に名を知られている「松尾ジンギスカン」の総帥はぐっと表情を引き締めた。

戦後、庶民の新しい食べ物として爆発的人気と呼んだのはラーメンとジンギスカンだそうだが、札幌がラーメンの本場なら、ジンギスカンは滝川が総本山と言えろ。その名声を呼び込んだのがこの人。何でもこいの松尾青年が知人に「うまいものを食わせてやる」と得体の知れない味付け肉を食べさせてもらったのが戦後間もないころ。「これ、なんの肉?」「メン羊だよ」、味はともかく当時肉をこんなに腹いっぱい食べたことはなかった。

「よし、これは商売になる。問題は、特有のにおいを消すことだ」—それからタレ作りで没頭。遂にニンニクを使わないで、果汁を主に十数種の調味料、香料を配合した秘伝のタレを考案した。

そして三十一年、資本金五万円で自宅の馬小屋を改造、夫婦と母親の三人で六畳板の間のちっぽけなジンギスカン屋を開いた。

評判が評判を呼び、数年のうちに急成長、〃ジンギスカン松尾〃は全道を席けんしていった。

現在、全道にチェーン店二五〇店・滝川の本店には三階と四階建てのビルがあり、一度に二〇〇〇人収容できる。本店だけで消費する肉は最高四百頭分。年間の団体客十余万、関西、沖縄からバスを連ねてやってくる。

マトンはニュージーランドから大手業者が輸入、小樽の倉庫に入ったものを蔵出しの時点で買い取り、滝川へ陸送、「松尾卸センター」で、本店をはじめ全道の支店で消費するすべての羊肉を解体、処理、味付けして配送する。

処理場では一日二五〇頭分の羊肉をさばき、一〇〇〇頭分を収容できる大型冷蔵庫が五つあり、中二つは急速冷凍用、あと三つは味つけた肉をひと晩寝かせるために使用、各支店にはかん詰めにして配送しているが、一般消費者向けの販売部もあり、袋詰め味の味つけ肉も売っており、ドライアイスも用意されている。

○道内における家畜の飼養動向 昭和五十三年二月現在

・酪農Ⅱ飼養戸数二万二、八七〇戸、頭数六九万二、二八〇頭、一戸当り三〇・四頭となっており多頭数飼養農家が根釧、天北地方を中心に増加している。昭和四十八年に着手した根室地方の新酪農村建設事業も軌道にのり本道酪農の発展が期待される。

・肉用牛Ⅱ飼育戸数六、四九〇戸、頭数一五万九、五九〇頭、一戸当たり二四・六頭となっている。酪農主産地域において乳用牛の飼育に力点がおかれて規模は大型化されていることから順調な伸びをしめた。肉用種は松山、後志の伸びが大きくみられた。

・豚Ⅱ飼育戸数五、一四〇戸、飼養頭数四八万八九〇頭となっており、養豚経営の専門化と飼養規模の大型化が進みつつある。

地域別には消費経済圏を背景とした札幌・旭川を中心として、主として都市近郊養豚が展開し、十勝・網走では畑作複合が定着しつつある。

・鶏Ⅱ飼養戸数九、七七〇戸、飼養羽数七二八万九、〇〇〇羽で近年飼養規模の拡大が進み、専門的な大規模飼養が各地に見られるようになった。特に稲作地帯では多羽数の複合形態が主流となっており、また胆振では商社系資本による企業養鶏の進出が目立っている。

・めん羊Ⅱ従来羊毛の生産を目的として飼養されていたが、潤沢な衣料の回り、特に化繊の出現によって年々減少傾向にあった。

昭和五十二年二月現在で飼養戸数三八〇戸、飼養頭数五、〇二〇頭となっている。

しかし、近年にいたり羊肉の需要増から肉専用種に重点をおき、

集团的飼養による主産地形成を促進している。

(北海道立滝川畜産試験場要覧より)

5 その他の家畜

(1) やぎ

山羊は家畜の中でも最も古くから飼育されたといわれており、我が国でもかなり古くから飼育されていたが、乳用山羊が導入されたのは明治時代である。

滝川で飼われたのは、大正年代に二、三頭飼われていた記録はあるが、昭和二十三年八月十五日、ララ物資受け入れで三九頭の寄贈を受け四組合に配置、即時飼育並びに仔山羊返還組合を組織したことがあり、二十五年長野県より牡二頭、二十七年には種山羊一頭の導入が行われている。

終戦後、動物蛋白の不足を補うため乳を飲用したり、乳不足の幼児に哺乳する目的で飼われたが、山羊も綿羊と同じ運命をたどったのである。

(2) うさぎ

戦争と養兎 兎は北海道にも野生で繁殖しており「野兎」「山兎」などとよばれ飼育することなど思いもよらなかったが、明治初年開拓使は、牛馬や豚、綿羊その他と一しょに輸入したのであった。

これは東京で愛玩用に飼育されていたが、戦争が激しくなった昭和十四年ごろから急速に飼育羽数が増加した。

これは戦争に必要な航空兵用をはじめ防寒用の毛皮を生産するために小・中学生はもちろん、学校・団体・家庭でも飼育するようになった。

愛玩用 戦争が終わると毛皮の必要がなくなり、飼育数はほとんどなくなったが、最近では愛玩用に飼うもの、医学実験などで飼うもの程度である。

(3) あいがも

滝川市でのあいがも飼育は、昭和四十八年ごろに始まり、当初は土づくりを目的として、もみがらをあいがもの敷がらとして踏ませ、それを水田・りんご園の有機肥料とすることに始まったものがある。

また、肥育した成鴨は農協を通してホクレンが販路の開拓にあたった。その後大阪方面へも出荷し販路は拡大されている。

当時は在来北京種で始めたが、その後デンマーク種、イギリス種などを輸入し品種の改良を重ね、大きく肥育するように努めたのである。

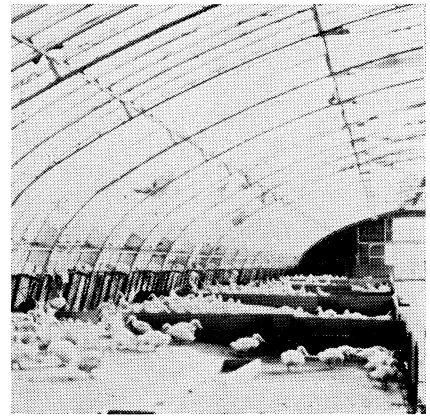
場所 滝川市江部乙町西八丁目 経営者 城畑 多喜雄

飼育面積四町三反八畝、他に沼を含む八町三反がある。

・昭和四十八年〓東京都江戸川畜産試験場から卵を受け、滝川畜産試験場でふ化し成育を始める。当初は約八十羽で飼育を開始した。従事者一名。

・昭和四十九年〓種がも用が約八百羽となる。

・昭和五十年〓約四千五百羽飼育するまでになり、処理されたあ



いがもは、農協を通して出荷を開始する。

・昭和五十一年〓約一万五千羽の規模となり、大阪方面等にも出荷するまでになった。

・昭和五十二年〓約一万七千羽を飼育するようになり、六月ごろより経営順調、月産三、〇〇〇〓四、〇〇〇

羽を出荷するようになる。現在従業員は役員二名、鴨舎管理人三名、処理する者五名でこの一連の仕事に従事している。

飼料〓ざんぱん、米ぬか、くさ、インスタントラーメン、もみがら等を攪はんする。

製品〓ロース(胸)一キログラム二、一〇〇円、ささ身、もも一キログラム八〇〇円。

(4) 養 鶏

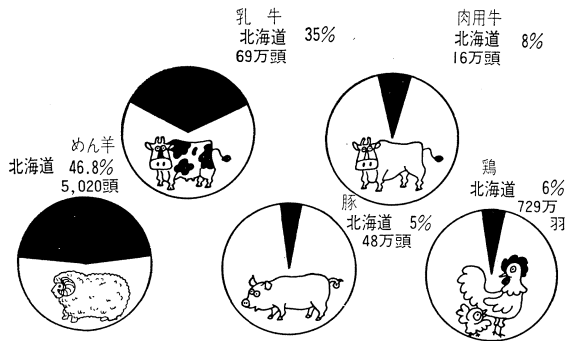
開拓者が北海道に移住した当時から鶏は家畜として飼われ、その卵や肉は食用とされていた。

当時は、五羽か一〇羽放し飼いし鶏の場合これといって特別の飼料を購入しなくとも、自家生産物で養うことができたからである。

市街地ができてから鶏卵の需要も増加し、農家の副業として養鶏が盛んになり、卵を街に持って行って小売りする農家が増加してきた。

全国からみた北海道の現状

昭和53年現在 (%は全国比)



昭和に入ってから養鶏は一層盛んになり、養鶏組合を設立し共同出荷、飼料の共同購入、農会では養鶏奨励のため孵化場を設けたり育雛場を設置するところも出てきた。

戦争が始まり、飼料不足などで養鶏は衰退の一途をたどったが、戦後再び飼育熱が盛んになり孵化事業を始めたたり雛購入などに力を入れるようになった。

戦後の食生活の変化は、肉、

卵、牛乳などによる動物蛋白質源を求めようになり、一〇〇羽・一、〇〇〇羽を単位とする養鶏に変わり、小面積でも大羽数飼育できるバッテリー式、ゲージ式などによる養鶏が始められ、大企業による企業養鶏が始められた。

このような現状から再び養鶏組合が設立されたり養鶏団地の造成が行われ、滝川市でもその成功をみている。

鶏 舎 設備投資の過剰をさげ、資材費の節減を図る目的

として、ビニール鶏舎の奨励が昭和三十七年から四十年にわたって行われた。

なおこの他にバッテリー式、ゲージ式などが逐次とり入れられるようになった。

衛生管理

① ひな白痢病検査

昭和三十七年以降、自衛殺処分も入れながら毎年実施してきた。

② ニューカッスル予防

昭和四十二年度より、最初は春秋二回、継続的に実施してきた。

関係団体

滝川市養鶏組合連合会（昭47・4・1創立）

市内農協組合員養鶏農家の経営向上、研修会の実施、養鶏産業の振興に努めている。

組合長 西谷 俊夫

滝川北部養鶏組合（昭44・3・1創立）

養鶏の研究、防疫の共同実施、講習会・研究会参加。

江部乙町養鶏組合 組合長 榎本伊和二

昭和十年、江部乙養鶏家が集まり、鶏卵の販売、飼料の購入斡旋を図る目的で組合を設立した。

設立当時は活発な動きを見せたが、幾分弱体化したので、この強化をはかることとなり、昭和十七年に再建し、活発な活動を始めたが、昭和十九年に農業会に吸収され解散した。

戦後養鶏もまた盛んになったので、昭和二十八年二月養鶏組合を設立し、現在熱心な活動をしている。

滝川市の養鶏団地

養鶏は古くから老人・婦人の手による副業として家計の収支を支えてきたのであるが、近年我が国の急速な経済発展に伴い多数羽飼

育により專業化、あるいは複合経営により収益性を挙げようとする方向に発展した。

滝川市の水田農家も多数羽飼育の傾向を示してきたのであるが、養鶏は常に育雛のいかんが収支に及ぼす影響が多く経営的、技術的な問題点となっていた。

これらの情勢から昭和四十四年滝川市農業協同組合において「米＋養鶏」の立体経営化により経営の合理化と費用の節減を図り、所得の増加を論議し一〇万羽飼育の養鶏団地を作り、道央における鶏卵の生産基地化を企て育雛センターを設置し、五カ年計画で育雛事業に着手した。

計画と実施の概要

1、養鶏飼育の方法 育雛センターは初生雛より大雛まで育てて農家に配布し農家は採卵のみ行う。

2、設置場所 東滝川五八四〜五九〇番地 敷地一万六、〇〇〇平方メートル

3、建物施設 第一年次（昭44年）初生雛育雛舎二棟新築

第二年次 育雛舎二棟新築、第三年次 育雛舎二棟増築

第四年次 育雛舎二棟増築 計育雛舎八棟

4、四十八年雛配布状況 一二〇日齢二万四、〇〇〇羽、一四〇日齢九、三〇〇羽、現在育雛中九、〇〇〇羽、

5、鶏種 四十七年まではデカルプ種であったが、マレックワックチンの開発により四十八年からシェバー（一四〇日齢）、バブコック（二一〇日齢）に変え産卵成績も最高時に九二〜九五パーセントの好

成績を挙げている。

6、育雛方法 初生雛四五日齢までスノコ型で飼い、以後は別育雛舎で群飼ゲージによって育雛している。

7、団地組織 北部、東三、中部、東滝川養鶏組合の四団地。五〇羽以上の飼育農家数三四戸。

8、成鶏羽数 各団地の成鶏数現在八万羽で当初計画の一〇万羽養鶏の計画に添っている。

9、鶏卵出荷 農協一元荷により選卵し、バック詰めを行い四八年は一、〇三〇トン滝川鶏卵として出荷し市場の好評を得ている。

(5) ミンク

最近道内でミンクの飼育熱が高まっているが、道立滝川種畜場でも二十八年からこの研究普及に力を入れることになった。

ミンクはアメリカ婦人のモードを作るだけにドルを呼ぶ絶好の輸出品である。北海道は気温湿度とも適地で飼育家が毎年増加、道ミンク協会第一回の集荷では昨年の二倍にのぼる約一千七百枚で、この数字から推定して全道で一萬二、〇〇〇〜三、〇〇〇枚が集荷されたものとみられる。

ミンクは上手に飼うと原価一万五、〇〇〇円（一匹）程度のもものが年間約二千円のえさ代（クジラ肉）だけで四、五匹の子がとれ、これが一枚七、〇〇〇〜八、〇〇〇円の高値で売れる。

滝川種畜場の例でも一昨年は年間二〇万円の飼育費で七〇万円の実績を収めている。このため最近大口飼育家が増え、一方このほど炭鉱離職者が退職金でこれを始めたいと相談に訪れたほどである。



ミンク

ところが販路など一応安定しているものの多分の投機性があるうえ伝染病対策などまだ研究の段階であるため同場では二十八年から飼育している二〇匹を今年には約五倍に増やし、経済的飼育法と伝染病などの研究に重点を置くといっている。

△昭三五・二・一八「読売新聞」▽
・ミンク飼育の概要（昭和五二・一〇現在）

空知でミンクを飼育し始めたのは昭和二十五年で、管内では昭和五十二年六月創立の北海道ミンク農協空知支部があり、組合員として、滝川五、深川三、新十津川二、砂川、美唄、赤平各一、計一三名である。

滝川市におけるミンク飼育者は、昭和三十三年飼育の増永徹也ほか四名が逐次飼育、江部乙に在住、その頭数は六、六二〇頭で、穀類一三パーセント、雑漁七〇パーセント、鯨肉七パーセント、その他一〇パーセントを飼料とし共同購入して飼育に当たっている。

(6) 養 蚕

本道で養蚕業の最も盛んであったのは空知支庁管内で、その中の首位は浦臼村で、第二位は滝川町が占めていたほど、盛んなものであった。

開拓使時代本道の農民には、養蚕と製麻を二大生業とし非常な意気込みで奨励する方針であった。札幌でも丘珠村に官設の養蚕室をつくり、内地から教師を入れて伝習させたものである。

屯田兵を入地させることになって養蚕の奨励は最高潮に達し、当町養蚕の起源は、明治二十三年移住した屯田兵の中で、養蚕地である山形県からのものが多かったため、屯田兵司令官永山武四郎は、当時第二大隊長野崎貞次に命令して、移住の翌年から各戸必ず蚕種四枚半以上を掃立させ、各中隊では三カ所の蚕室を公設しその奨励したのに始まる。

いうまでもなく最初は野桑で飼育していたが、開墾事業が進むにつれて野桑はしだいに少なくなり、また害虫の発生も多く、非常に桑樹を害し、一時蚕業は頓座をきたした。

明治三十七、八年の日露戦役は、大いに殖産鼓吹の動機となり、ことに記念事業として桑樹の栽培が盛んに奨励された。

そのため一時衰運に傾き孤城落日の様相であった養蚕業は、ここに新曙光を発見しその面目を改めた。

大正元年の飼育戸数は一〇二戸で、その繭生産高は一四四石九斗六升、この価格四、三六六円で、明治四十四年の一三六石七斗二升到比較すると八石二斗の増加であった。

さらに蚕種製造高を見ると、大正元年の製造戸数五戸で、生産価格五、五三三円で、これを明治四十四年の四、五〇七円に比べると、一、〇二六円の増加を示している。

なお、養蚕事業と関連する桑畑は、大正元年現在根刈仕立二町九反、高刈仕立五町九反合わせて八町八反、桑畑以外に散在する桑一三町、野桑一町合わせて一四町、総計二二町八反で、明治四十三、四十四年と大差ないが、漸次増加している。

滝川蚕桑信用組合

勅令による産業組合法に基づき、滝川でもその必要性を痛感し、農民の金融上の便宜を目的として、明治三十六年十二月十五日、石沢泉太郎・野田丈一郎・松田耕作の三理事が発起し、無限責任滝川蚕桑信用組合と名づけて創設したのが、滝川産業組合の始まりである。

また翌三十七年三月十二日、組合員の購買・販売上の利便をはかるため、森友弥一郎・野田丈一郎・石沢泉太郎の三理事によって無限責任滝川第一購買販売組合が設立された。

しかし、この両組合はその目的に幾分の差があるが、二名まで両組合の理事を兼ねている上、組合員がともに少数であるなどの理由から合併の機運も生まれ、明治四十一年一月二十三日合流して無限責任滝川信用購買販売組合として同年三月一日再発足したのである。理事には石沢泉太郎・増田政吉・河内菊之丞が挙げられ組合員数は五二名であった。

その後、一進一退のもとに継続していたが、昭和二年に至り解散

した。

蚕種

北海道札幌蚕業伝習所試験室発表の明治三十二年成績の中に、空知郡滝川村西川民之助が天然の気候に任せ飼育した繭より製造する蚕種が重要視され好評を受け、また明治三十九年九月札幌区において開催の北海道物産共進会審査の結果、滝川村が出品したうち、一等賞に蚕種石沢泉太郎、同じく一等賞に機械製糸滝川製糸工場を名を留めたことは特筆すべきことである。

滝川の養蚕は大正四、五年ごろまで継続されていたが、桑樹の病害で枯死するもの多く、ことに大正十年空知土功組合灌漑溝工事が竣工し滝川が一望美田化するころには養蚕業はその姿を消し、わずかに自家用織物をするため少数のものが養蚕をしていた。

(7) 養蜂

本道の養蜂はごく最近発達したもので、野生のものではなく、他府県より移入したものである。

明治二十九年、札幌農学校で長野県より蜂群を移入したが、本道養蜂の始めといわれる。

その後、逃去があったり、戸外越冬失敗による死滅、室内越冬の研究などを経て、同四十年札幌農学校で福島県より日本蜂移入、貯蜜を考え、保温上細心の注意を払い、特別温度を与えないで越冬し四十一年四月には好結果を得たので、本道でも蜜蜂は充分繁殖越冬できることを発表、飼育管理の研究と共に、経済上の研究を進めるようになった。

蜜蜂による花粉交配

江部乙町においては、昭和三十一年代の末期から病害虫駆除で農薬を用いたことが、昆虫を死滅させ、果樹の開花期における花粉交配に影響すること大きく、この対策として四十年から蜜蜂を導入、これによる花粉交配を図るため、四十二、四十五年に助成をしたが、蜂に代えて花粉共同開葯方法になってからは、助成は廃止された。

衛生

蜜蜂の腐蛆病検査

昭和三十一年度より毎年、現在に至るまで実施している。

6 畜産関係機関

道立滝川畜産試験場―前掲「羊」の項参照―
空知家畜商業協同組合滝川支部



滝川畜産試験場草刈

昭和四十五年に畜産団体の育成促進のため、産業団体に町で補助をする。

滝川市家畜衛生防疫組合 組合長 西谷 俊夫

昭和四十八年五月四日創立、滝川一円の家畜伝染病、疾病発生の予防のため、組織的に自衛防疫を行う。―組合員現在六三名―

滝川家畜保健衛生所 初代所長 島谷 隆

昭和二十五年三月十八日、法律第十二号家畜保健衛生法により、全道四〇カ所に家畜保健衛生所を定めた。

昭和二十七年二月一日北海道滝川家畜保健衛生所が設置され、同年五月三十日西町三六二番地に庁舎が竣功した。

当初の目的とするところは、家畜の伝染病並びに一般畜産指導をすることで空知支庁管内奈井江・砂川・上砂川・滝川・江部乙・歌志内・赤平・芦別・浦臼・新十津川の五市五町が管轄区域である。

事業内容

一、家畜伝染病予防法による施設

馬伝染性貧血検査、馬流行性脳炎予防、馬パラチフス、牛結核病検査、牛ブルセラ病検査、豚コレラ予防、豚丹毒、雛白痢検査、蜜蜂の腐蛆病検査、牛のトリコモナス病、牛の流行性感冒、寄生虫病。

二、一般家畜衛生及び家畜保健衛生所の指導事業

乳牛栄養障害防除、移出入家畜、地方病、乳牛繁殖障害実態調査、牛豚衛生管理指導、家畜衛生講話座談会開催、肝蛭検査、馬の管理状況調査

三、獣医師・装蹄師関係届出

四、家畜衛生手数料

五、動物薬事について

昭和二十一年、本町において全空知以北北海道獣医師大会に空知管内に、取敢えず家畜研究所設置を決定、滝川家畜市場の一部利用工事開始、翌二十二年日本獣医師会家畜研究所が設置された。

滝川屠場 大正の初め現西町一八五番地土木現業所付近に小さな屠場が設けられてあったと言う古老の話はあるが詳細はわからない。

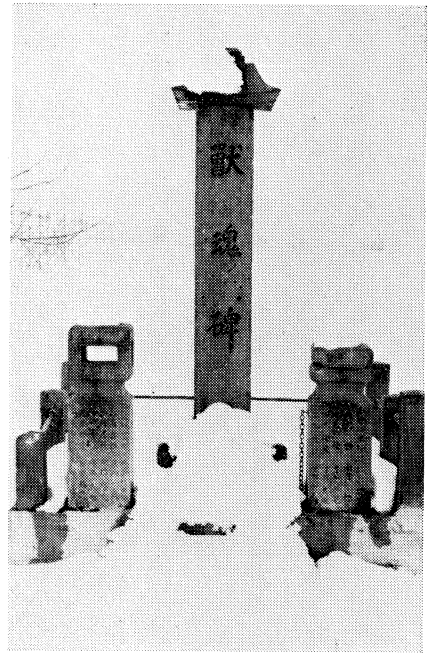
大正二年発行の「滝川町発展史」には「市街の発展と共に肉類需要の増加は自然の勢いなり、而して之を悉く他よりの入品に仰ぐは町の不利この上なし、故にでき得べくば之を悉く自町より供給せざるべからず、即ち之と相俟って屠畜場の設置を必要とす」とあるの

でその時はまだ無かったことがうかがえる。
大正十二、三年ごろ滝の川二八〇の一、二番に移転されたのが昭和の初め火事にあい再建、宅地三二五坪に木造亜鉛葺き平家四六坪の住宅と栗城篤治の設計になる付属屠殺場一六坪があり、屠殺場の経営は滝川屠場合資株式会社の手によって運営されていた。

昭和四年六月十六日宅地内の一隅に滝川屠場合資会社建設になる「獣魂碑」がある。

昭和初期の屠殺をみると

昭和4年	同5年	同6年	同7年	同8年	同9年
七九五頭	五九三頭	五五〇頭	六三〇頭	六六七頭	六三六頭



獣魂碑

種別による屠殺数は、

年度	種別				
	牛	馬	豚	犢	計
昭8	一一頭	一三頭	五〇頭	一六頭	六六頭
昭9	二〇頭	一六頭	八四頭	三〇頭	一八六頭
				一八頭	六三頭

昭和十五年、屠場は北海道興農公社と賃貸契約十カ年の期限が、昭和二十五年八月十五日をもって期間満了したので、町はこれを引き取り町直営に決定したが、たまたま業者の結合体に委託経営させる案が持ち上がり、いろいろと折衝を重ねた結果「滝川食肉販売会社代表社長宮脇作蔵」と契約し、委託経営に委ねた。屠畜税は昭和二十五年十二月二十三日議決をもって町条例の一部を改正しこれを廃した。

昭和二十八年十一月二十六日条例第三八号をもって「屠場使用条例」を制定し、屠場使用料の決定をみた。



滝川屠場

合、工事費四〇一万七〇〇〇円で三十一年二月に竣工した。使用料は、牛(五〇〇円)馬(五〇〇円)豚(四〇〇円)羊(三〇〇円)犢(三〇〇円)である。

この屠場は、昭和四十七年をもって廃止されている。

牛(五〇〇円)馬(五〇〇円)犢(三〇〇円)綿羊(三〇〇円)山羊(三〇〇円)

西裡屠殺場は建物も老朽化し、また衛生的な面からも管理上からも、使用に堪えなくなったので、昭和三十年度にこれを東町堤防敷地に移転新築することに決定、昭和三十年五月、東町七番地先堤防地に敷地四八七坪、木造モルタル塗り亜鉛葺き平家建て七六坪五

年度	種別				
	馬	牛	豚	羊	犢
昭31	六〇七頭	五頭	一、七五頭	五頭	一三頭
昭32	三七頭	四頭	二、〇二頭	四七頭	一元
同34	三七頭	一〇〇頭	二、七三頭	一八頭	三三頭
同35	二五頭	二四頭	二、七三頭	一、二六頭	一九頭
計				四九頭	四九頭

滝川屠場(畜肉センター)の状況

年度	種別									
	牛	馬	仔馬	豚	めん羊	めん羊背割り	やぎ	特大	特小	計
昭38	六頭	一五頭	九頭	四二頭	八頭			六頭	八頭	一七頭
計										四七三頭

年度	種別	牛	馬	豚	綿羊	鶏	山羊	兎	あひる	蜜蜂
昭23	飼育戸数	一〇六	四九三	三三三	一七〇	七、六二八	五七	一〇		
24	"	三六	七九三	一一一	二一四	一、四一八	一、九六九	二、三九三	二七八	
25	"	四八	八三三	一一一	三五四	二、四一七	七六六	二、三九三		
26	"	三六	七九四	一一一	四四〇	一、四一八	一、九六九	二、三九三		
27	"	四八	八三三	一一一	三五四	二、四一七	七六六	二、三九三		
28	"	五八	七三二	二九〇	四〇九	三、九二七	五〇九	一、七九		
29	"	五九	七三二	二九〇	四〇九	三、九二七	五〇九	一、七九		
30	"	五九	七三二	二九〇	四〇九	三、九二七	五〇九	一、七九		
31	飼育戸数	九八	七二五	四二	三三〇	一、七五二	二、九	二〇		
32	"	五九	六八四	三八	三三七	一、五八〇	二、九	二〇		
33	"	七九	六八四	八五	三六四	四、二一八	三、二	一、一		
34	"	九〇	六四五	一四八	二六五	三、八二〇	三、二	一、一		
35	"	九六	六四九	二八	三四九	七、九一五	五七	一、三		
36	"	九四	五八四	二八	二一四	七、一四六	五七	一、三		
37	"	〇六	四九三	三三	一七〇	七、六二八	五七	一、三		

(1) 家畜飼育数及び飼育戸数(滝川)

昭	46	45	44	43	42	41	40	39
種別	七	六	四	三	三	三	三	七
牛	六〇四	七三三	七二九	七二五	八五三	三〇九	六二六	六六四
馬	三				二	四	四	四
豚	六	三	五	四	一	二	三	六
綿羊	六二四	七四七	七三三	七三三	八七〇	八二五	六四九	七三三
鶏								
山羊								
兎								
あひる								
蜜蜂								

江部乙村農会の家畜診療及び指導 江部乙村農会は、昭和十四年一月から畜産技術員を置き、家畜診療並びに指導奨励を行った。村農会廃止後の農業会時代においても、本事業は引き継がれ、農業協同組合設立後も引き継がれていたのであるが、昭和二十四年共済組合設立と共にこの事業は移管され、現在に及んでいる。

畜産主要統計

(江部乙)

37	36	35	34	33	32	31	30	29	飼育戸数
九八八	一一〇二一	一一九四八	一一一八〇	一一〇六三	一一〇四二	八二四	六九五	四六六	
五五二	五五九	六六三	六六八	六七〇	七〇七	七七五	七八四	八六四	
二二八	二二九	二二五	二二四	二二七	二二七	二七五	二八〇	二八四	
一四二	二〇九	一一五	一五九	一〇六	一六三	三五三	四一九	四八	
二七〇	〇三九	二〇	六〇	六五	三二	三二	四九	一〇	
一一二	一一八	二二七	二二五	三三三	四四二	四五〇	五九二	一三〇	
二二六	二四四	二四〇	二二〇	三三二	四二五	四七〇	五九五	一〇	
七	八	五	五	五	六	四	五	五	
三七三	二〇八	二〇七	三三八	三五〇	三二一	二九二	四二六	四五六	
七八	八〇二	八〇三	一八〇	〇七七	一四	一二	二二	一	

(2) 飼育農家数と頭羽数の推移

乳牛は逐次飼育頭数に減少の姿が見られるが、戸数からみると、一戸の飼育をする数が多くなっている。

肉牛の飼育が盛んになり、豚・鶏の飼育と共に、食生活の変化を物語っており鶏卵の伸びも活発となっている。

綿羊は化学繊維の発達に伴い急激な減少を示し、高級衣料の姿より、今では食べるための綿羊と一般化しているのも皮肉な現象といえよう。

馬は農業の機械化により、これまた急激に減少し農耕・運搬に役立ってくれた姿は昔なつかしいものとなってきた。

機械化によって生ずる余剰労力の活用、堆肥生産の必要性などと共に、豚、鶏、肉牛の導入による安全経営対策は、食生活の需要と

(3) 牛馬除加籍(江部乙)

年度	昭和23		24		27		37		38		39		40		41		42		43	
種別	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛
入籍	二五八	二二六	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
除籍	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
除加籍	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
生産届	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九
斃死屠殺	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
現在数	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四

飼養農家数と頭羽数の推移表

年度	区 分	乳 牛		肉 牛		豚		にわとり		馬		めん羊	
		世帯数	頭数	世帯数	頭数	世帯数	頭 数	世帯数	頭 数	世帯数	頭 数	世帯数	頭数
昭和 38 年度	旧滝川市	50	95	—	—	47	117	380	4,836	606	623	177	222
	旧江部乙町	112	201	4	6	203	699	280	8,052	589	596	184	244
	総 数	162	296	4	6	250	816	660	12,888	1,195	1,219	361	466
39	旧滝川市	45	118	—	—	57	594	294	11,282	379	382	36	53
	旧江部乙町	85	194	20	45	67	735	232	6,751	372	372	51	68
	総 数	130	312	20	45	124	1,329	526	18,033	751	754	87	121
40	旧滝川市	34	100	14	21	68	614	285	14,700	341	343	—	—
	旧江部乙町	62	169	22	43	73	766	235	6,785	345	346	—	—
	総 数	96	269	36	64	141	1,380	520	21,485	686	689	—	—
41	旧滝川市	25	81	28	48	48	682	238	13,276	307	309	7	9
	旧江部乙町	56	169	22	53	68	1,122	188	5,562	340	342	29	48
	総 数	81	250	50	101	116	1,804	426	18,838	647	651	36	57
42	旧滝川市	19	80	9	24	36	685	225	15,789	287	291	4	5
	旧江部乙町	41	146	20	40	61	781	195	4,937	288	290	31	44
	総 数	60	226	29	64	97	1,466	420	20,726	575	581	35	49
43	旧滝川市	16	11	51	87	37	616	247	28,150	245	246	2	3
	旧江部乙町	33	20	24	46	41	675	157	5,192	229	229	18	27
	総 数	49	31	75	133	78	1,291	404	33,342	474	475	20	30
44	旧滝川市	11	52	46	88	29	859	217	52,045	190	192	3	3
	旧江部乙町	28	151	24	48	43	1,077	173	6,388	160	160	9	14
	総 数	39	203	70	136	72	1,936	390	58,433	350	352	12	17
45	旧滝川市	9	38	48	125	28	786	165	51,676	102	104	2	2
	旧江部乙町	30	142	11	24	36	1,075	135	13,108	101	102	5	10
	総 数	39	180	59	149	64	1,861	300	64,784	203	206	7	12
46	旧滝川市	6	28	52	163	24	762	134	43,309	59	62	—	—
	旧江部乙町	25	142	12	32	29	883	94	11,922	56	56	2	2
	総 数	31	170	64	195	53	1,645	228	55,231	115	118	2	2
47	滝川市	21	135	60	196	38	2,202	216	72,119	89	91		
48	滝川市	18	145	67	271	41	2,307	166	90,707	70	71		
49	滝川市	18	154	71	375	26	1,763	106	80,869	52	52		
50	滝川市	15	162	76	543	20	1,508	99	77,265	40	40		
51	滝川市	14	155	75	530	17	1,096	85	82,173	28	28		
52	滝川市	10	146	75	654	16	1,078	68	95,335	23	26		

資料：農業基本調査・農林業センサス

あいまって必然的な課題といえよう。

第十五節 林 業

1 明治時代の森林行政

北海道の森林といえば、えぞ松・とど松の産地として知られており、これらの樹木は良材なので、松前藩時代より道内各地から京阪、江戸に回送し、漁場の運上とともに主要財源の一つとされていた。

明治十九年北海道庁が設置され、本道の開拓がすすめられた。未開の森林、すなわち官有林の払下げ貸下げが規定されるに至って、その業務を執らせるため、農商課空知太派出所が明治二十二年十一月に設置されたが、明治二十三年三月、これを廃止して、新十津川戸長役場内に常置して事務を執らせた。

翌二十四年五月道庁告示第一一号をもって、地理課派出所の名称、位置、管轄区域をきめ、明治二十七年地理課滝川派出所を空知太に設け、石狩国空知、樺戸、雨竜、上川の四郡の土地に関する事務を取扱わせた。

明治二十八年に地理課滝川派出所を廃して明治二十九年一月一日から殖民課滝川派出所と改称し、明治三十年十二月に廃止された。

明治三十二年四月、訓令第一九号で「北海道官林種別調査規程」を制定し、将来永く国有林として保存経営すべきもの「第一種官

林」、公有林として経営すべきもの「第二種官林」、私有林として経営すべきもの「第三種官林」、将来森林として経営を要しないもの「第四種官林」の四種に分類し、今後の森林経営の基礎を確立することとした。

明治二十三年六月、かつての藩有林や入会地が維新後すべて国有林となった三六五万町歩の中二一〇万町歩が北海道にあり、全森林の三〇パーセント以上に達している所から、御料局札幌支庁が創設され、管内二二カ所の出張所に分割し、各御料地を管理させることとなった。空知太（高畑駅でいから五間程川寄りの所）に出張所が置かれ、空知・上川の御料地を管轄していた。

次いで明治二十四年七月十八日、御料局札幌支庁管内で滝川他三カ所に出張所を新設し、空知ほか二出張所の名称及び位置が変更された。

2 北海道林業の動向

(1) 森林・林業をめぐる情勢

戦後最大の不況の年といわれる昭和四十九年度以来、我が国の経済は、公共事業の早期発注、公定歩合の再引下げなどの相次ぐ財政、金融両面からのテコ入れにも拘らず、景気回復の足どりは重く、加えて五十二年半ばからの円高不況も重なり、企業倒産の増加や雇用不安などが一層深刻な問題となってきた。

このようなことから政府は、五十三年度予算においては「景気浮